

年金記録問題への対応の今後の道筋

～「年金記録問題に関する関係閣僚会議」(平成20年6月27日)資料～

平成20年7月4日

社 会 保 険 庁

(目 次)

・ 年金記録問題への対応の進捗状況	1
・ 「年金記録問題への対応の今後の道筋」の主なポイント	2
・ 「ねんきん特別便」のフォローアップ対策の全体像	3
・ 年金記録を確認いただくためのきめ細やかな地域展開	4
・ 紙台帳(マイクロフィルムを含む)とコンピュータ記録との突合せ	5
・ 今後の作業の流れ	6
・ 「未統合記録の全体像」(平成 20 年6月 27 日公表)について	7
・ 年金記録問題への対応の今後の道筋(概要)	9
・ 年金記録問題への対応の今後の道筋	17

年金記録問題への対応の進捗状況

		当初 ⇒ 現状		備考			当初 ⇒ 現状		備考
《ねんきん特別便》 ○ 「名寄せ特別便」については、お送りした1,030万人のうち、受給者238万人（8割近く）、現役加入者321万人（4割強）の計559万人より回答。そのうち、「訂正あり」の回答の割合は、受給者は当初の1割強から3割に増加し、加入者は7割。 ○ 「全員特別便」についても、お送りした受給者3,396万人のうち、1,459万人（5割近く）から回答。					《未統合記録（平成18年6月現在で5,095万件）の状況》 ○ 18年6月からの統合済み件数は、619万件（うち「名寄せ特別便」の送付対象は145万件）に。【19年12月公表版より、7か月で309万件増加】 ○ その他一定の解明がなされた記録は、1,515万件に。【12月公表版より275万件増加】 ○ 今後解明を進める記録等は、1,618万件に。【12月公表版より827万件減少】				
○ 名寄せ特別便					○ 18年6月からの未統合記録の統合済み件数				
	回答数	〈受給者〉	16万人 (33.8%) (1/7時点) ⇒	238万人 (79.2%) (5/31現在)	※ 発送総数：300万人		310万件 (12月11日公表) ⇒	619万件 (6月27日公表)	
		〈加入者〉	5万人 (4.1%) (3/3時点) ⇒	321万人 (43.9%) (5/31現在)	※ 発送総数：730万人			145万件 (6月27日公表)	受給者 55万件 加入者 90万件
	うち「訂正あり」の回答	〈受給者〉	2万人 (13.0%) (1/7時点) ⇒	70万人 (29.4%) (5/31現在)				1,240万件 (12月11日公表) ⇒	1,515万件 (6月27日公表)
		〈加入者〉	3.4万人 (67.6%) (3/3時点) ⇒	221万人 (69.1%) (5/31現在)				2,445万件 (12月11日公表) ⇒	1,618万件 (6月27日公表)
	1回目の「回答のお願い」発送数	〈受給者〉		53万人 (4/30、5/2、6/16)	※ 2・3月に発送した方が対象 (12・1月に発送した方は、3/28の発送分100万通で短期)		《解明作業の進捗状況》 ○ 住基ネットの活用等により、解明作業が進展。		
		〈加入者〉		433万人 (6/16、6/19、6/26)					
	フォローアップ照会実施数	〈受給者〉	8万人	対象者のうち 15.3% (5/30現在)	※ 平成20年度末までに、約90万人を自選(対象者の拡充分を含む)			118万件 (6月27日公表)	
○ 全員特別便					○ 氏名等の補正処理が完了した「漢字カバ変換記録」				
	回答数	〈受給者〉		1,459万人 (47.3%) (5/31現在)	※ 発送総数：3,396万人			198万件 (6月27日公表)	
	うち「もれ・間違いがない」の回答	〈受給者〉		93%	※ 調査結果割合に基づく推計を含む				
《相談》 ○ 「ねんきん特別便」の送付に応じ、社会保険事務所や専用ダイヤルの相談体制を拡充。 ○ 市区町村・社労士会等のご協力を頂き、身近な場所での相談を展開。 ○ 窓口装置(WM)も1.5倍に増強(約6000台増設)し、市区町村・社労士会へも貸与。					《その他》 ○ 年金記録確認第三者委員会の処理件数は、体制強化等により、今年1月の730件から3,304件（約4.5倍）に増加。 ○ その他の取組も、着実に進展。				
○ 年金記録相談の特別強化体制					○ 年金記録確認第三者委員会 月間処理件数				
	相談件数		731万件 (18/8/21～19/12/28)				730件 (平成20年1月) ⇒	3,304件 (平成20年5月)	
○ 特別便専用ダイヤル					○ あっせん件数 (累計)				
	座席数		350席 (平成19年12月) ⇒	1,430席 (平成20年6月 最大席数)				6,470件 (6/24現在)	
	相談数			309万件 (18/12/17～20/5/31)					
○ 協力市区町村数					○ 記録訂正により年金額が変更となる方の年金免込額の試算				
			相談：1,782市区町村 (90%) (6/13現在)、窓口装置の貸与：200市区町村 (6月末予定)					試算件数：66,795件、変更前後の差引年金額総額：36.2億円 (5/1～5/31現在)	
○ 社労士会の協力による相談数					○ 年金時効特例法に基づく支給				
			社労士事務所：1,533カ所、年金相談センター：47カ所、市町村・郵便局・農漁協：延べ1,319回 (平成20年5月末現在)					支給決定件数：43,123件、支給決定金額総額：293億円 (5/31現在)	
○ 窓口装置の配備状況(社保事務所、市町村、社労士会等)									
			11,060台 (平成19年12月時点) ⇒	16,876台 (平成20年6月時点)	18,426台 (平成20年7月以降)				

「年金記録問題への対応の今後の道筋」の主なポイント

これまでの取組

平成20年度(7月～)

平成21年度～

基礎年金番号に統合されていない記録の統合

年金記録の正確性の点検

Ⅱ 「今後解明を進める記録」等の解明・統合の継続

- 「ねんきん特別便」と並行し、集中的・計画的に実施。
 - ・ 漢字カナ変換記録について、調査のための補正作業を完了
 - ・ 住基ネットでの調査による「基礎年金番号を有していない生存者」及び「5年以内の死亡者」の特定
- 引き続き、20年度中に集中的・計画的に実施。
 - ・ 漢字カナ変換記録のコンピュータ上の調査による持ち主である可能性がある方の特定
 - ・ 旧姓履歴データによる「婚姻等により氏名を変更したと考えられる者の記録」の特定 など
- なお本人特定ができなかった記録等について、インターネット上等での公示、過去に勤務していた事業所（厚生年金）や過去の住所の所属する市町村（国民年金）への照会を通じ、解明・統合を進める（今後検討）。

Ⅰ 「ねんきん特別便」の確実な実施及びフォローアップの徹底

- 3月までに受給者・加入者1030万人に、5月までに受給者3396万人に「ねんきん特別便」を送付完了。
 - 名寄せ特別便について、結び付く可能性のある記録に関する相談時の具体的情報の提供、分かりやすい資料の同封、電話・訪問による「フォローアップ照会(入念照会)」等を実施。
 - 電話・窓口相談体制の拡充、土日開庁日の拡充、市町村・事業主・労働組合・社労士等の御協力を得た相談等を実施。
 - 「受給者特別便実施円滑化推進会議」、「加入者特別便実施円滑化推進会議」等を設置。
 - 政府を挙げた周知・広報の実施。
 - 受給者については、未回答の方への「回答のお願い」の送付、「フォローアップ照会」の拡大実施など、20年度中に対応。
 - 加入者については、事業所経由での送付、「名寄せ特別便」未回答の方への「回答のお願い」の送付などの対応を推進。
 - 引き続き、必要に応じた土日開庁日の拡充、市町村等の協力を得た相談等を実施。
 - 引き続き、関係団体等の御協力の下、取組を推進。
 - 高齢者等のイベントや特別養護老人ホーム等への巡回、サラリーマン・自営業者・専業主婦等への回答の呼びかけなど、きめ細やかな取組を地域ごとに展開。
- 年金受給者については、基本的に全員の方から回答をいただくことを目指して、20年度中に集中的に取り組む。
 - 加入者については、できる限り多くの方から回答をいただくことを目指すとともに、21年度からの「ねんきん定期便」による取組につなげていく。

Ⅲ 年金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みの整備

- インターネットによる年金記録照会サービスを実施。 → ○ 同サービスを受給者に拡大。 →

Ⅳ コンピュータ記録と紙台帳との突合せの計画的・効率的実施

- 実効的・効率的に進めるため、サンプル調査等を実施。 → ○ 国民年金特殊台帳について、20年度中に記録の突合せを計画的に実施。 →
- 22～23年度を集中受付期間として、画像データ検索システムを活用し、国民のお申出を受けコンピュータ記録と紙台帳の突合せを徹底的に実施。その状況を踏まえ、受給者にかかる突合せを計画的に実施する。

Ⅵ 標準報酬等の遡及訂正事案への対応

- 第三者委員会あっせん事案等の調査を実施。

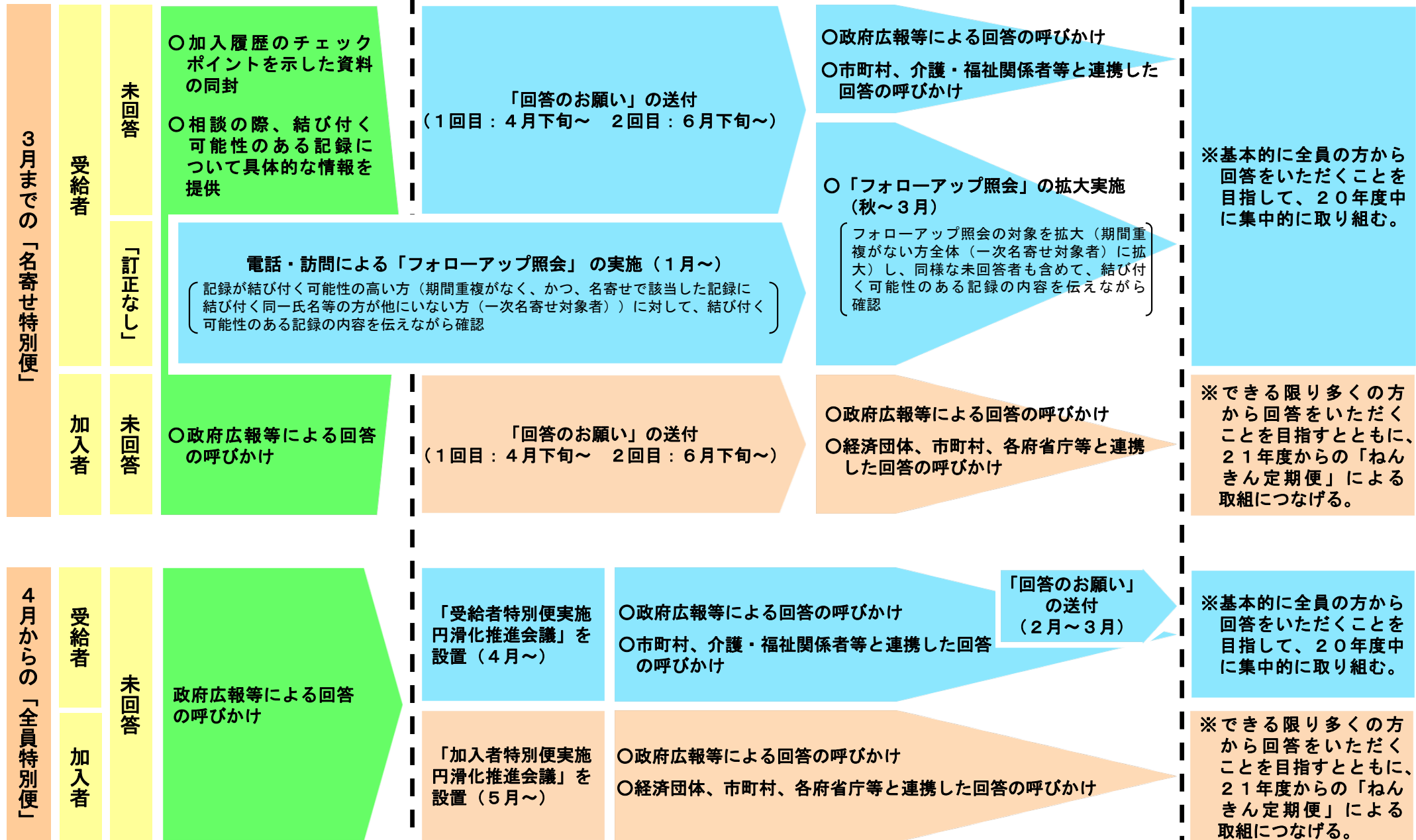
Ⅴ 年金記録確認第三者委員会における案件処理の促進

- 体制強化、委員会送付前の処理促進等により、審議の迅速化を図る。

「ねんきん特別便」のフォローアップ対策の全体像

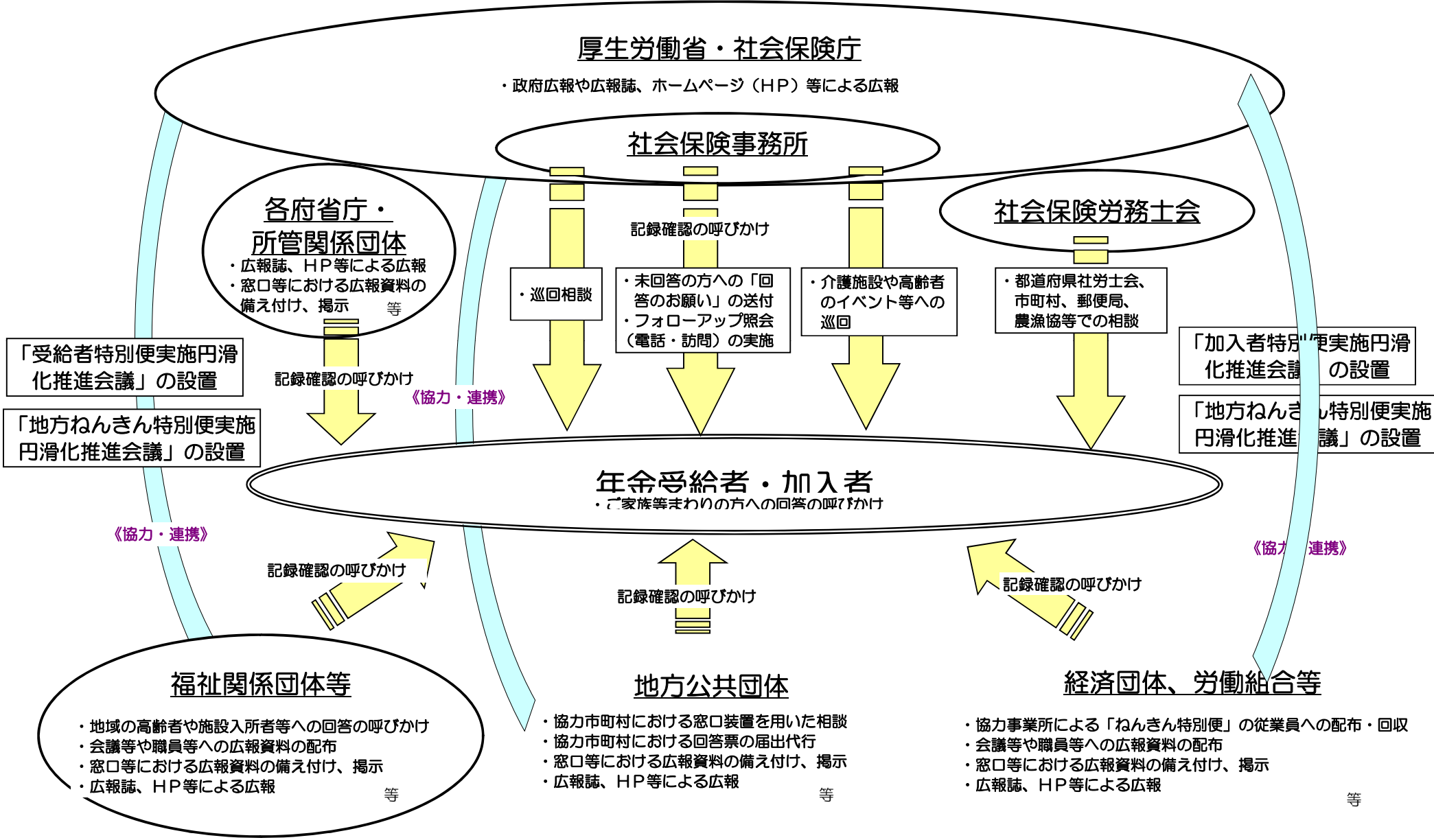
平成20年3月末

平成21年3月末



※未到達者については、隔月に住所変更の有無を確認し、変更届があれば再交付、変更届がなければ市町村や事業主の協力を得て計画的に住所調査を行い、判明した新住所に送付する。

年金記録を確認いただくためのきめ細やかな地域展開



紙台帳（マイクロフィルムを含む）とコンピュータ記録との突合せ

I これまでの取組

① 国民年金の特殊台帳	3,300万件	→	20年度中に突合せ実施
② 国民年金の被保険者名簿 (市町村保管)	1.4億件	→	20年度は国への移管の準備
③ 厚生年金の被保険者名簿・原票	6.8億件	→	サンプル調査の結果等 を踏まえて取り組む
合計	8.5億件		

II サンプル調査の結果と取組の方向

① 紙台帳等とオンライン記録の不一致は約1.4%

② 紙台帳等とオンライン記録との不一致点は、各種の関係資料の照合や最終的には本人確認により対処する必要がある

③ 一人の方の記録が全国の複数の社会保険事務所・市町村に散らばって保管されている
→ 現在のままでは、突合せが非効率

⑤ 作業量が膨大

④ 古い紙記録の劣化
対策も必要

効率的な記録検索を可能とするシステムの整備

III 作業スケジュール

平成21年度

紙台帳の「電子画像データ検索システム」の整備

- ・ 複数の社会保険事務所に分散して保管されている記録の個人単位での集約化
- ・ 劣化が進む紙記録の電子化

- ① 効率的な突合せ作業のための基盤整備
② 国民が年金記録をいつでも簡単に確認できる仕組みの構築
③ 年金記録の将来にわたる適切な保管

平成22・23年度
(集中受付期間)

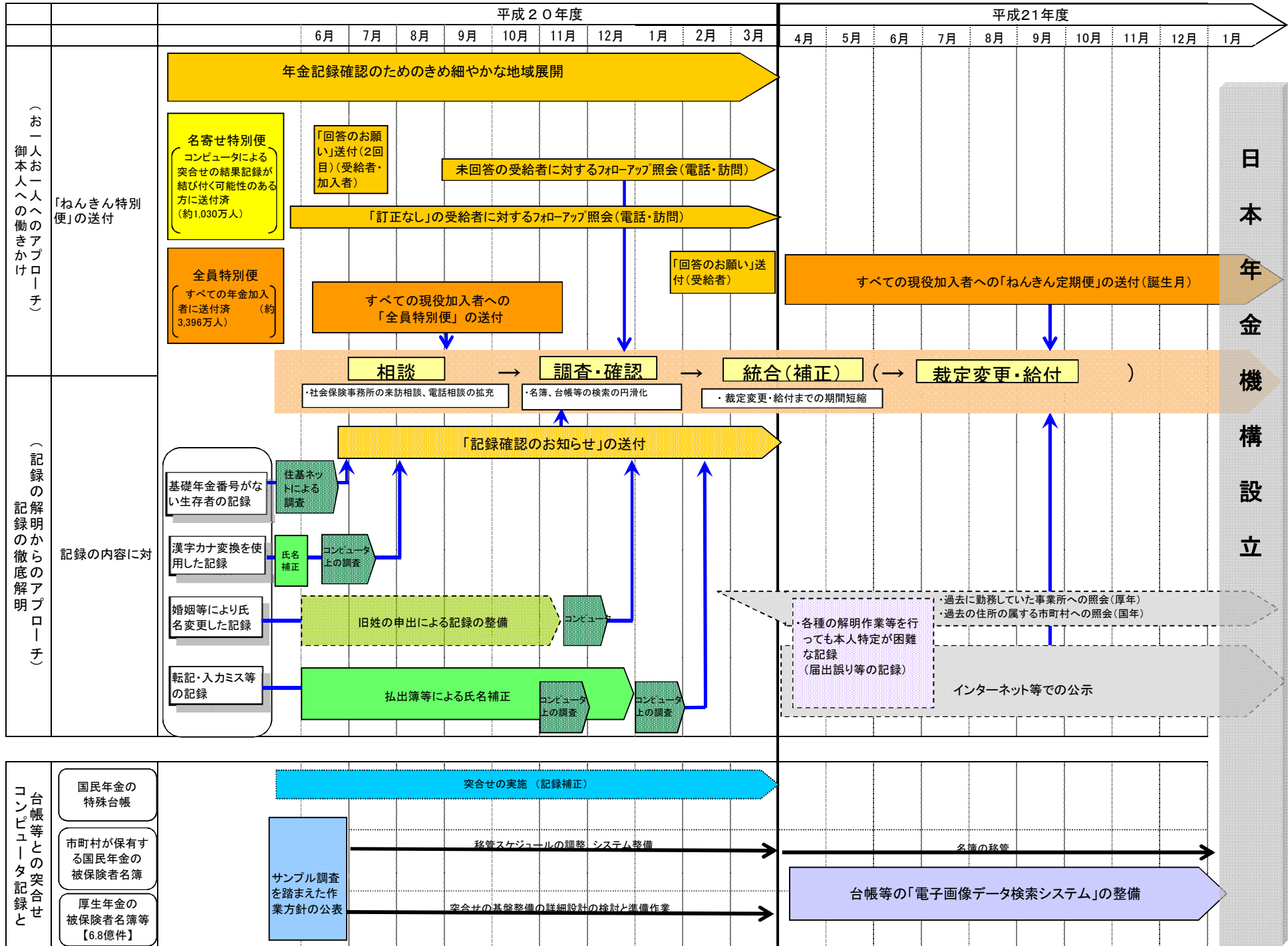
受給者・加入者からのお申出を受けて突合せを実施

- ・ 名簿等の記録に基づいて単純に補正することのないよう、慎重に作業(他の書類の確認等)を行う
- ・ 最終的には御本人に確認

※ 受給者からの申出状況、突合せによる記録の補正状況、年金記録問題への対応の進展状況等を踏まえ、受給者にかかる突合せを計画的に実施する。
(そのための検討を、平成23年度夏頃を目途に行う。)

(注) 加入者については、「電子画像データ検索システム」を活用して、通常の裁定の際に、紙台帳等まで当たってオンライン記録の正確性を確認することを徹底 【平成22年度～】

今後の作業の流れ



日本年金機構設立

「未統合記録の全体像」（平成 20 年 6 月 27 日公表）について

1. データの抽出時点

- 3月14日公表：1月10日時点のデータ（ただし、統合済み記録数は2月29日時点、名寄せ件数は3月14日時点）
- 6月27日公表：5月19日時点のデータ（ただし、統合済み記録数及び住基ネットによる調査結果は6月13日時点）

2. 3月14日公表と6月27日公表の相違点のポイント

(1) 死亡が判明した者等の記録及び統合済みの記録は増加
表の「1」～「4」：1898 万件 → 2134 万件 (+236 万件)

(内訳)

「1 死亡が判明した者等の記録」	<u>401 万件→448 万件</u>
「2 脱退手当金の受給等により新たな受給に結びつかないと考えられる記録」	<u>588 万件→585 万件</u>
「3 5千万件中、複数の手帳記号番号を保有していると考えられる者の記録」	<u>492 万件→482 万件</u>
「4 平成18年6月1日以降基礎年金番号に統合済みの記録」	<u>417 万件→619 万件</u>

(2) 名寄せの結果3月までにねんきん特別便を送付した記録については統合が進展
表の「5」：1172 万件 → 1027 万件 (-145 万件)

(内訳)

① 年金受給者との名寄せ	<u>335 万件→279 万件</u>
② 現役加入者との名寄せ	<u>846 万件→756 万件</u>

(3) 解明作業が進展 表の「6」：— → 316 万件 (+316 万件)

(内訳)

① 氏名等の補正処理が完了した漢字カナ変換記録	<u>118 万件</u>
② 住基ネット調査（約7割実施）で「生存者」と判明した記録	<u>198 万件</u>

〔 ※ 「1 死亡が判明した者等の記録」に計上している住基ネット調査（約7割実施）で「5年以内死亡者」と判明した記録47 万件を加えると、363 万件 〕

(4) 今後解明を進める記録は、記録の統合及び解明作業が進んだことにより減少
表の「7」：2019 万件 → 1614 万件 (-405 万件)

未統合記録の全体像〔平成20年6月27日公表〕

- 平成20年3月14日に公表した「未統合記録の全体像」は、平成20年1月10日時点のデータ（ただし、統合済み記録数は2月29日時点、名寄せ件数は3月14日時点）をベースに作成
 ○ 今回は、平成20年5月19日時点のデータ（ただし、統合済み記録数及び住基ネットによる調査結果は6月13日時点）をベースに作成

記 録 の 内 容	3月14日公表		6月27日公表		増減	増減の主な要因
	(万件)	割 合	(万件)	割 合	(万件)	
1 死亡が判明した者等の記録	401	7.9%	448	8.8%	47	・ 解明作業の進展に伴う増
① 死亡の届出がされている記録	194	3.8%	194	3.8%	0	
② 死亡一時金を受給している記録	60	1.2%	60	1.2%	0	
③ ①②と同一人の可能性が高い記録、国内最高齢超の記録	147	2.9%	147	2.9%	0	
④ 住基ネット調査（約7割実施）で「5年以内死亡者」と判明した記録			47	0.9%	47	
2 脱退手当金の受給等により新たな受給に結びつかないと考えられる記録	588	11.5%	585	11.5%	-3	・ 記録の統合が進んだことによる減
① 脱退手当金等を受給した記録	235	4.6%	231	4.5%	-4	
② 既に給付等に反映していると考えられる記録	165	3.2%	168	3.3%	3	
③ 納付期間のない記録	188	3.7%	186	3.7%	-2	・ 名寄せで完全重複した記録6万件を含む
3 5千万件中、複数の手帳記号番号を保有していると考えられる者の記録（重複分のみ計上）	492	8.2%	482	9.5%	-10	
4 平成18年6月1日以降基礎年金番号に統合済みの記録	417	8.2%	619	12.1%	202	・ ねんきん特別便の送付や日々の相談・裁定等を契機として、記録の統合が進んだことによる増
5 名寄せにより基礎年金番号の記録と結びつく可能性があり、3月までにねんきん特別便を送付した記録（「4」に計上されたものを除く）	1,172	23.0%	1,027	20.2%	-145	・ 記録の統合が進んだことによる減 ・ 同一記録が年金受給者と被保険者の双方に結びついたものが8万件ある
① 年金受給者との名寄せ	335	6.6%	279	5.5%	-56	
② 被保険者との名寄せ	846	16.6%	756	14.8%	-90	
6 解明作業が進展中の記録			316	6.2%	316	・ 解明作業の進展に伴う増 ・ このうち基礎年金番号の記録と結びつく可能性がある記録について、「記録確認のお知らせ」を送付 ・ このうち年金受給に結びつくと思われる方に「記録確認のお知らせ」を送付
① 氏名等の補正処理が完了した「漢字カナ変換の使用により名寄せされなかった記録」			118	2.3%	118	
② 住基ネット調査（約7割実施）で「生存者」と判明した記録			198	3.9%	198	
7 今後解明を進める記録 ・ 死亡していると考えられる者の記録 ・ 婚姻等により氏名を変更していると考えられる者の記録 ・ 過去の記録をオンラインに入力するまでの間の転記・入力ミス ・ 海外居住者 ・ 届出誤り（誤った氏名・生年月日）により収録された記録 など	2,019	39.6%	1,614	31.7%	-405	・ 記録の統合及び解明作業が進んだことによる減
8 氏名等の調査を継続している記録	6	0.1%	4	0.1%	-2	・ 調査の進展に伴う減
計	5,095	100.0%	5,095	100.0%	0	

年金記録問題への対応の今後の道筋(概要)

I これまでの取組

(1) 年金記録問題については、これまで、昨年7月5日の政府・与党とりまとめ、本年1月24日の年金記録問題に関する関係閣僚会議で決定された「年金記録問題に関する今後の対応」等に沿って、一連の取組を進め、年金記録問題の解決に当たってきた。

① 本年3月までに、基礎年金番号に未統合の「5千万件の記録」と「受給者3千万人・加入者7千万人の記録」とをコンピュータ上で突合せした結果、記録が結び付く可能性がある1,030万人の方々へ「ねんきん特別便」(「名寄せ特別便」)を送付し、その後、未回答者、「訂正なし」と回答した方等へのフォローアップ対策を推進。また、4月以降、年金受給者3,396万人の方に「ねんきん特別便」(「全員特別便」)を5月末までに送付。6月からは、すべての加入者(6,200万人)の方へ全員特別便を送付中。

なお、名寄せ特別便の実施に当たっては、

- ・ 加入履歴のチェックポイントを分かりやすく示した資料を同封する
- ・ 相談の際結び付く可能性のある記録についての具体的な情報を提供する
- ・ 「訂正なし」と回答された受給者の方のうち、内容からみてご本人の記録である可能性が高いと考えられる方について、電話や訪問により、結び付く可能性のある記録の内容を伝えながら確認する

といった丁寧な対応を行ってきた。

② 並行して、未統合記録のうち、3月までのコンピュータ上の突合せなどでは記録の内容が解明できず、更に解明を進めることが必要な記録について、住基ネット等を活用したコンピュータ上の調査等の解明作業を実施。

③ 「年金記録確認第三者委員会」については、段階的な体制強化等により審議を促進。

④ コンピュータ記録と紙台帳(マイクロフィルムを含む)との突合せについては、これまでに実施したサンプル調査の分析等を行い、優先順位や効率的な実施方法等の検討を進めてきた。

(2) これらの取組の結果、これまでに、

- ・ 「名寄せ特別便」に対し、受給者238万人(お送りした方の8割近

く)、加入者321万人(4割強)の計559万人の方から回答をいただいた(そのうち「訂正あり」で回答いただいた方は、受給者は当初の1割強から約3割に割合が上昇しており、加入者は約7割となっている)

- ・ 「全員特別便」に対し、1,459万人(5割近く)の受給者の方から回答をいただいた
 - ・ 平成18年6月からの統合済み記録は、619万件(そのうち「名寄せ特別便」の送付対象である記録は、145万件)まで増加
 - ・ 今後解明を進める記録等は、1,618万件まで減少
 - ・ 年金記録確認第三者委員会の処理件数は、本年1月の730件から5月には3,304件(4.5倍)に増加
- など、着実に進展している。

Ⅱ 今後の対応の基本的考え方

(1) 以上の経過等を踏まえ、昨年7月5日の政府・与党とりまとめ等に沿って、以下の対応を柱とし、引き続き、国民の方々の年金記録を正しいものとしていく取組を着実に進める。

① 年金記録を確認いただくためのきめ細やかな取組の展開

「ねんきん特別便」は、1億人の方々お一人お一人に記録を確認いただくものであり、年金記録問題の対応において最も重要な、中核となる取組である。

この年金記録を確認いただくための取組について、郵送・電話・訪問・巡回等によるきめ細やかなフォローアップの取組に全力を尽くす。様々な機関・団体等の御協力もいただきながら、

- ・ 年金受給者については、基本的に全員の方から回答をいただくことを目指して、平成20年度中に集中的に取り組む。
- ・ 現役加入者については、できる限り多くの方から回答をいただくことを目指すとともに、平成21年度からの「ねんきん定期便」による取組につなげていく。

② 記録の内容に応じた解明作業の実施

①と並行して、住基ネットや届出いただいた旧姓等を活用した様々な方法による記録の内容に応じた解明作業を、引き続き、平成20年度中に集中的に実施する。

③ 国民の方々が年金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みの整備

「ねんきん特別便」に引き続き、平成21年度からの「ねんきん定期便」の送付、インターネットによる年金記録照会サービスの年金受給者への拡大、「社会保障カード」(仮称)の導入に向けた検討、紙台帳の電子画像データ検索システムの整備等により、国民の方々が年金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みの整備を行う。

④ コンピュータ記録と紙台帳との突合せ

③の電子画像データ検索システムを活用し、平成22～23年度を集中受付期間として、受給者・加入者のお申し出に応じてコンピュータ記録と紙台帳(マイクロフィルムを含む)との突合せを徹底的に実施する。また、その状況を踏まえた上で、受給者にかかる突合せを計画的に実施する。

- (2) 以上の取組を着実に進めることにより、基礎年金番号への未統合記録の統合・解明及び年金記録の正確性の点検を進め、国民の方々が自らの年金記録に不安を持つことのない状況となることを目指す。

Ⅲ 具体的対応

(1) 「ねんきん特別便」の確実な実施及びフォローアップの徹底

ア 年金記録を確認いただくためのきめ細やかな地域展開

- これまで、4月に高齢者・福祉関係団体等により構成される「受給者特別便実施円滑化推進会議」、5月に経済団体・労働組合等により構成される「加入者特別便実施円滑化推進会議」、5月から6月に各地方社会保険事務局ごとに「地方ねんきん特別便実施円滑化推進会議」を設置する等により、関係団体の御協力の下に、「ねんきん特別便」の周知・広報を推進してきたところ。
- 今後、引き続き、これらを通じて、年金記録の確認に御協力いただくための呼びかけを徹底して進めるとともに、多くの関係機関・団体等の御協力の下、高齢者等が参加するイベントや特別養護老人ホーム等への巡回、サラリーマン・自営業者・専業主婦・学生等への回答の呼びかけなど、受給者・加入者の方々の様々な状況に応じたきめ細やかな取組を地域ごとに展開する。

イ 「ねんきん特別便」のフォローアップの徹底等

(ア) 「名寄せ特別便」に確実に回答いただくための対応

① 年金受給者

- 「訂正なし」と回答した方には、電話・訪問により結び付く可能性のある記録の内容を伝えながら確認する「フォローアップ照会」を本年1月より実施してきたところであるが、今後、内容からみてご本人の記録である可能性がある「期間重複がない方全体」に対象を拡大した上で、平成20年度中に計画的に実施する。

※「フォローアップ照会」(従来の入念照会)の対象者

現行； 期間重複がなく、かつ、名寄せで該当した記録に結び付く同一氏名等の方が他にいない方(一次名寄せ対象者)

拡大後； 期間重複がない方(一次名寄せ対象者)全体

- 未回答の方には、2回の「回答のお願い」の送付(1回目は本年4月下旬～6月中旬に実施済)等を行い、なお回答が得られない期間重複がない方については、平成20年度中に「フォローアップ照会」を計画的に実施する。

② 加入者

- 未回答の方には、2回の「回答のお願い」の送付(1回目は6月中・下旬に実施済)等を行い、なお回答が得られない場合には、平成21年4月から開始する「ねんきん定期便」に記録確認についての注意喚起の文書を同封する。

特に、記録が結びつく可能性がある方には、「訂正なし」と回答した方も含め、結びつく可能性のある記録の一部を記載したお知らせを同封する。

(イ) 「全員特別便」の確実な送付及び回答のための対応

① 年金受給者

- 未回答の方には、きめ細やかな回答の呼びかけを繰り返し行い、なお回答が得られない場合には、平成21年2月から3月に「回答のお願い」を送付する。

② 加入者

- 未回答の方には、きめ細やかな回答の呼びかけを繰り返し行い、なお回答が得られない場合には、「ねんきん定期便」に注意喚起の文書を同封する。
- 協力事業所に勤務する方(第2号被保険者の約55%)には、事業所経由で送付し、確実にお届けするとともに、回収について

も、原則として協力事業所経由で実施する。

ウ 「ねんきん特別便」等の周知・広報の展開と相談の充実

(ア) 「ねんきん特別便」に関する周知・広報の展開

- テレビ・新聞等の多様な媒体による政府広報やインターネット等により、「ねんきん特別便」への回答の呼びかけを引き続き定期的・効果的に実施する。
- 各府省庁、地方公共団体、関係機関等の協力による広報誌・ホームページ等での周知・広報を引き続き推進する。

(イ) 相談の充実

① 社会保険事務所の来訪相談等の拡充

- 専用窓口での対応、職員の窓口への機動的配置・職員総出による対応、交通の便が悪い地域等における巡回相談等を引き続き推進する。
- 引き続き、相談需要の程度等を踏まえ、状況に応じ、社会保険事務所の相談窓口の土日開庁日を拡充する。
- 社会保険事務所の窓口でご本人のものと特定される年金記録が判明した場合の年金見込額の試算・ご本人への交付を引き続き実施する。
- 年金記録の円滑な確認に資することができるよう、社会保険事務所等に、各人が職歴・転居歴・氏名変更歴等を思い出しながら記載する履歴整理表を備え付け、ホームページにも掲載する。

② 電話相談の拡充

- 電話相談の需要に応じた体制の拡充を引き続き図るとともに、オペレーターの応答技能の向上等の取組を進める。

③ 市町村、事業主、労働組合、社会保険労務士、社会保険委員、国民年金委員等の御協力による身近な相談の展開

④ 窓口装置(WM)の増設

- これまでに、社会保険事務所等の相談体制の整備等のため、緊急配備分も含め約6,000台の増設を行ってきたところであるが、今後更に、「全員特別便」対応のため、1,735台の新規調達を実施して、社会保険事務所、市町村、社会保険労務士会等へ配備し、相談体制を拡充する。(平成20年6月下旬から)

(2) 「今後解明を進める記録」等の解明・統合の実施

- 引き続き、「ねんきん特別便」による年金記録の確認と並行し、平成20年度中に集中的・計画的に実施する。
 - ・ 「漢字カナ変換記録」の氏名補正、これに続くコンピュータ記録による調査を進め、記録の持ち主である可能性があることが判明した方に「年金記録の確認のお知らせ」を送付し、確認いただく(平成20年7月～9月末)
 - ・ 住基ネットでの調査を進め、「基礎年金番号を有していない生存者」及び「5年以内の死亡者」を特定し、年金受給に結び付くと思われる方に「年金記録の確認のお知らせ」を送付し、確認いただく(平成20年6月末～7月末)
 - ・ 旧姓履歴データを活用した調査により、「婚姻等により氏名を変更したと考えられる者の記録」を特定し、記録の持ち主であると思われる方に「年金記録の確認のお知らせ」を送付し、確認いただく
(平成20年12月～平成21年3月末日途)
 - ・ 住基ネットでの調査により「該当なし」となった記録について、払出簿等により「転記・入力ミス」の記録の補正を行い、記録の持ち主であると思われる方に「年金記録の確認のお知らせ」を送付し、確認いただく
(平成20年7月～平成21年3月末日途) など
- 平成20年度に上記の各種解明作業を行っても、本人の特定が困難な記録については、更に可能な限り、インターネット上等での公示、過去に勤務していた事業所(厚生年金)や過去の住所の所属する市町村(国民年金)への照会を通じ、解明・統合等を行うことに関し検討する。

(3) 年金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みの整備

ア 「ねんきん定期便」の適切な実施

- 平成21年4月から、国民年金・厚生年金保険のすべての加入者の方に対し、毎年誕生月に直接ご本人宛に送付する。
- 年金加入期間、保険料納付額の日安、加入実績に応じた年金見込額、年金加入履歴(加入制度、事業所名称、資格取得・喪失年月日)、直近1年分(平成21年4月から一年間及びその後も節目年齢時(35歳・45歳・58歳)は、すべての期間)の標準報酬月額(厚生年金)・保険料納付状況(国民年金)を通知する。

イ インターネットによる記録照会

- 平成18年3月より実施しているインターネットによる記録照会サービスの対象者を加入者から受給者にも拡大し、過去のすべての標準報酬月額・保険料納付状況等を確認できるようにする。
(平成20年度)

ウ 紙台帳ファイルの電子画像データ検索システムの構築

- 厚生年金保険名簿等及び市町村国民年金名簿等について、電子画像ファイル化するとともに、手帳記号番号により画像検索ができるシステムの構築を行い、同一の手帳記号番号記録を集約して確認できるようにする。

(平成20年度から準備を進め、平成21年度に整備)

(4) コンピュータ記録と紙台帳との突合せの計画的・効率的実施

- 8億件超に上る紙台帳とコンピュータ記録との突合せについては、これまでに実施したサンプル調査の分析等を踏まえ、実効性・効率性を考慮しながら進める。

- 厚生年金保険名簿等及び市町村国民年金名簿等

- ・ これらの紙台帳は個人・手帳記号番号単位で集約されておらず、確認に時間を要していること等から、上記の画像データ検索システムの構築等の基盤整備を実施する。

(平成20年度から準備を進め、平成21年度に整備)

- ・ 平成22年度～23年度を集中受付期間として、上記システムを活用し、記録確認のお申し出のあった受給者・加入者について突合せを徹底的に実施する。

突合せに当たっては、名簿等の記録に基づいて単純に補正することのないよう、他の書類の確認等により慎重に作業を行い、最終的にはご本人に確認を行う。

受給者からの記録確認のお申し出の状況を踏まえた上で、受給者にかかる突合せを計画的に実施する。

- 国民年金特殊台帳

- ・ 複雑で特殊な記録である国民年金特殊台帳については、平成20年度中に突合せを計画的に実施する。

(5) 標準報酬等の遡及訂正事案への対応

- あっせん事案等への対応

年金記録確認第三者委員会あっせん事案等の調査を引き続き進めるとともに、外形から同様の事案と見られる第三者委員会申立事案に係る内容の分析及び遡及訂正理由等の調査を行う。

- あっせん事案と同一の事業所で申立人と同時期に勤務していた方の事案への対応

あっせん事案と同一の事業所で申立人と同時期に勤務していた方を特定した上でお知らせを行い、ご自身の年金記録の確認を求めた上で、正しく記録が訂正されるために必要な対応を行う。

(6) 年金記録確認第三者委員会における案件処理の促進

- これまでに、年金記録確認第三者委員会の体制強化、第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進等により、審議の迅速化を図ってきたところであり、月間処理件数も本年1月に比べ5月には約4.5倍の3,304件に増加しているところである。
- 引き続き、これらにより審議の迅速化を図り、本年3月末までに申し立てられた事案(49,897件)については、概ね1年を目途に処理を終えることとする。

年金記録問題への対応の今後の道筋

I これまでの取組

(1) 年金記録問題については、これまで、昨年7月5日の年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会とりまとめ「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」、本年1月24日の年金記録問題に関する関係閣僚会議で決定された「年金記録問題に関する今後の対応」等に沿って、国民の方々の多大なる御協力をいただきながら、一連の取組を進め、年金記録問題の解決に当たってきた。

① 中核となる取組は、「ねんきん特別便」を通じた国民の方々お一人お一人による年金記録の確認である。

具体的には、本年3月までに、基礎年金番号に未統合のいわゆる「5千万件の未統合記録」と社会保険庁が基礎年金番号で管理している「受給者3千万人・加入者7千万人の記録」とをコンピュータ上で突合せ(名寄せ)した結果、記録が結び付く可能性がある1,030万人の方々へ「ねんきん特別便」(「名寄せ特別便」)をお送りし、その後、未回答者、「訂正なし」と回答した方等へのフォローアップ対策を推進している。

また、4月以降、3月までにお送りした方以外のすべての年金受給者3,396万人の方に「ねんきん特別便」(「全員特別便」)を5月末までにお送りした。6月からは、3月までにお送りした方以外のすべての加入者6,200万人の方へ「全員特別便」をお送りしている。

なお、名寄せ特別便の実施に当たり、これまでに

- ・ 加入履歴のチェックポイントを分かりやすく示した資料を同封する
- ・ 相談の際結び付く可能性のある記録についての具体的な情報を提供する
- ・ 「訂正なし」と回答された受給者の方のうち、内容からみてご本人の記録である可能性が高いと考えられる方について、電話や訪問により、結び付く可能性のある記録の内容を伝えながら確認するといった丁寧な対応を行った。

- ② これと並行して、基礎年金番号に未統合の記録のうち、本年3月までのコンピュータ上の突合せなどでは記録の内容が解明できず、更に解明を進めることが必要な記録について、住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）等を活用したコンピュータ上の調査等の解明作業を行ってきている。
- ③ さらに、国民の方々の立場に立って記録の訂正を行うための「年金記録確認第三者委員会」については、段階的な体制強化等により審議の促進を図ってきた。
- ④ 他方、コンピュータ記録（基礎年金番号で管理されているものも含めた全体の記録）と紙台帳（マイクロフィルムを含む。）との突合せについては、これまで、規模の大きい厚生年金の被保険者名簿等のサンプル調査の分析等を行った上で、優先順位や効率的な実施方法等の検討を進めてきた。

(2) これらの取組の結果、これまでに、

- ・ 「名寄せ特別便」に対し、受給者238万人（お送りした方の8割近く）、加入者321万人（4割強）の計559万人の方から回答をいただいた（そのうち「訂正あり」で回答いただいた方は、受給者は当初の1割強から約3割に割合が上昇しており、加入者は約7割となっている）
- ・ 「全員特別便」に対し、1,459万人（5割近く）の受給者の方から回答をいただいた
- ・ 平成18年6月からの統合済み記録は、619万件（そのうち「名寄せ特別便」の送付対象であるもの145万件）まで増加
- ・ 今後解明を進める記録等は、1,618万件まで減少
- ・ 年金記録確認第三者委員会の処理件数は、本年1月の730件から5月には3,304件（4.5倍）に増加など、着実に進展している。

Ⅱ 今後の対応の基本的考え方

- (1) 以上の経過等を踏まえ、昨年7月5日の政府・与党とりまとめ等に沿って、以下の対応を柱とし、引き続き、国民の方々の年金記録を正しいものとしていく取組を着実に進める。

- (2) 国民の方々に、正しい年金をお支払いするための課題は大きく分けて二つある。一つは、基礎年金番号に統合されていない記録(平成18年6月1日現在で5,095万件など)を統合・解明すること(第一の課題)、もう一つは、基礎年金番号で管理されている記録約2.5億件も含め、年金記録の正確性を点検すること(第二の課題)である。

① 年金記録を確認いただくためのきめ細やかな取組の展開

「ねんきん特別便」は、すべての年金受給者と現役加入者合わせて1億人の方々お一人お一人に記録を確認いただくものであり、年金記録問題の対応において最も重要な、中核となる取組である。これは、ご自身の年金記録に「漏れ」がないか確認いただくことを通じて、第一の課題に効果的かつ効率的に対応しており、同時に、記録に「誤り」がないか確認していただくことにより、第二の課題にも対応するものである。

今後、これまで以上に、国民の方々にご自身の年金記録を確認していただける環境を整えること、また、国民の方々の御協力なくして年金記録問題の解決はできないことを国民の方々に御理解していただくことに努めながら、郵送・電話・訪問・巡回等によるきめ細やかなフォローアップの取組に全力を尽くす。その際、様々な機関・団体等の御協力もいただきながら、

- ・ 年金受給者については、基本的に全員の方から回答をいただくことを目指して、平成20年度中に集中的に取り組む
- ・ 現役加入者については、できる限り多くの方から回答をいただくことを目指すとともに、平成21年度からの「ねんきん定期便」による取組につなげていく。

② 記録の内容に応じた解明作業の実施

記録の内容に応じた解明作業については、第一の課題に対応するための補完的な手段であるが、できる限り多くの記録の解明・統合を図るために、①と並行して、住基ネットや届出いただいた旧姓等を活用した様々な方法による記録の内容に応じた解明作業を引き続き迅速に進めていく必要があり、平成20年度中に集中的に実施する。

③ 国民の方々が年金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みの整備
一方、第二の課題に対する方策は、国民の方々がご自身の年

金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みの整備を行うことである。このため、すべての受給者・加入者への「ねんきん特別便」の送付に引き続き、

- ・ 平成21年度から、「ねんきん定期便」を毎年誕生月に加入者へ送付し、ご自身の記録を確認いただくとともに、
- ・ インターネットによる年金記録照会サービスについて、平成20年度中に、ご利用いただける方をこれまでの加入者に加えて、年金受給者の方へ拡大するほか、「社会保障カード」(仮称)の導入に向けた検討を進める。
- ・ 併せて、平成21年度に紙台帳の電子画像データ検索システムの整備を行うことにより、希望される方には社会保険事務所で紙台帳を迅速かつ簡便に確認いただけるようにする。

④ コンピュータ記録と紙台帳との突合せ

また、コンピュータ記録と紙台帳(マイクロフィルム含む。)との突合せは、第二の課題に対応するための補完的な手段であるが、サンプル調査の結果を踏まえると、突合せにより正しく年金をお支払いできる場合が一定程度ある以上、優先順位を付けた上で、効率的かつ実効性のある方法で実施することが必要である。

しかしながら、対象となる件数が8億件超と膨大であること、コンピュータ記録に変更がある場合は過去の履歴を遡って復元した上で突き合わせるなど慎重な作業が必要であること等から、相当のコストと期間を要するものと見込まれる。

このため、③の電子画像データ検索システムを活用し、平成22～23年度を集中受付期間として、受給者・加入者のお申し出に応じてコンピュータ記録と紙台帳(マイクロフィルムを含む。)との突合せを徹底的に実施する。また、その状況を踏まえた上で、受給者にかかる突合せを計画的に実施する。

- (3) 以上の取組を着実に進めることにより、基礎年金番号への未統合記録の統合・解明及び年金記録の正確性の点検を進め、国民の方々が自らの年金記録に不安を持つことのない状況となることを目指す。

Ⅲ 具体的対応

(1) 「ねんきん特別便」の確実な実施及びフォローアップの徹底

年金記録問題の解決のためには、国民の方々お一人お一人にご自身の年金記録をきちんと確認いただき、確実に御回答いただくことが何より重要である。

これまでも、「ねんきん特別便」を通じた年金記録の確認に、国を挙げて取り組んできたところであり、これまでの成果も踏まえ、今後、以下の取組を展開する。

ア 年金記録を確認いただくためのきめ細やかな地域展開

(ア) これまでの取組

- ① これまで、本年4月25日に高齢者・福祉関係団体等により構成される「受給者特別便実施円滑化推進会議」、5月21日に経済団体、労働組合等により構成される「加入者特別便実施円滑化推進会議」、5月から6月にかけて各地方社会保険事務局ごとに「地方ねんきん特別便実施円滑化推進会議」を設置し、幅広い関係団体の御協力の下に、「ねんきん特別便」の周知・広報を推進している。
- ② 厚生労働省において、4月25日に「「ねんきん特別便」の確認等の推進に関する今後の行動計画」を策定し、高齢者・福祉関係者、事業主等の御協力の下に、省を挙げて「ねんきん特別便」の周知・広報を推進している。
- ③ 各府省庁に対し、広報誌、ホームページ等での「ねんきん特別便」の周知・広報、所管関係機関等への周知・広報の御協力の依頼を行い、政府を挙げて周知・広報を推進している。

(イ) 年金記録を確認いただくためのきめ細やかな地域展開

(ア)を通じて、年金記録の確認に御協力いただくための呼びかけを徹底して進めるとともに、未回答の方への「回答のお願い」の送付、「訂正なし」と回答された方等へのフォローアップ照会の実施等に加え、多くの関係機関・団体等の御協力の下、年金記録の確認について、以下のとおり、受給者・加入者の方々の様々な状況に応じたきめ細やかな取組を地域ごとに展開する。

① 高齢者等が参加するイベント等における呼びかけ

地方公共団体や社会福祉協議会、老人クラブ等の高齢者・福祉関係団体の御協力の下、高齢者等が多数参加するイベントや大会等の情報を収集し、求めに応じてその場に職員を派遣し、

広報資料の配布、説明等による回答の呼びかけを行う。

- ② 特別養護老人ホーム等の入所施設への巡回
特別養護老人ホーム等の入所施設を巡回し、入所者の家族会、イベント等の開催に合わせて広報資料の配布、説明等による回答の呼びかけを行うとともに、相談会や回答票の回収を行う。
- ③ サラリーマン・自営業者への呼びかけ
各種経済団体や労働組合の御協力の下、事業所の社会保険委員等も活用し、様々な会合等の機会や広報誌、ホームページ等を通じて回答の呼びかけを行う。
- ④ 専業主婦・学生への回答の呼びかけ
地方公共団体、大学等の御協力の下、広報誌、ホームページ、掲示板への掲示等を通じて回答の呼びかけを行う。
- ⑤ 巡回相談等の実施
地方公共団体等の御協力の下に、社会保険事務所への交通の便が悪い地域等を巡回し、相談や回答票の回収等を行う。また、巡回相談への来訪が困難である方等については、必要に応じ戸別訪問による相談も行う。
- ⑥ 国民年金委員の御協力による呼びかけ
国民年金委員の方が、地域の集会等の際に、地域住民の方に対して広報資料の配布、説明等による回答の呼びかけを行う。
- ⑦ 民生委員の御協力による呼びかけ
民生委員・児童委員協議会の御協力を得て、民生委員の方が地域住民の方を訪問する際などに、広報資料の配布、説明等による回答の呼びかけを行っていただく。
- ⑧ 在宅介護サービス事業者の御協力による呼びかけ
在宅介護サービス事業者の御協力を得て、事業者が介護サービス利用者を訪問する際などに、広報資料の配布、説明等による回答の呼びかけを行っていただく。
- ⑨ ホームレス関連施設等への職員派遣
ホームレスや矯正施設の被収容者の方について、関係機関の御協力の下に、施設等において年金記録の確認の周知・広報を行うとともに、施設等からの求めに応じ職員の派遣による相談会を行い、回答票の回収を行う。
- ⑩ 「地方ねんきん特別便実施円滑化推進会議」等による年金記録を確認いただくためのきめ細やかな地域展開
高齢者・福祉関係団体、経済団体、労働組合等で構成される「地方ねんきん特別便実施円滑化推進会議」の場等を通じて、上記取組等についての周知と御協力の要請を行い、年金記録を

確認いただくためのきめ細やかな取組について、効果的な地域展開を図る。

イ 「ねんきん特別便」のフォローアップの徹底

(ア) 「名寄せ特別便」への確実な回答のための対応

① 年金受給者

1) 「訂正なし」と回答した方への対応

- 「名寄せ特別便」に「訂正なし」と回答した方(一次名寄せの対象者)のうち、期間重複がなく名寄せで該当した記録に結び付く同一氏名等の方が他にいない方には、電話や訪問により、結び付く可能性のある記録の内容を伝えながら確認する「フォローアップ照会」を本年1月から実施しているところである。

* フォローアップ照会については、これまで入念照会と称していたところであり、79,359人(対象者のうち15.3%)の方に対して実施し、うち、ご本人の記録であると確認できた方が62,682人(79.0%)(平成20年5月30日現在)。

- 今後、「フォローアップ照会」について、内容からみてご本人の記録である可能性がある「期間重複がない方全体」に対象を拡大した上で(ただし、いずれかの方から「訂正あり」の回答が行われ、持ち主が確認されている場合は除く。)、平成20年度中に計画的に実施する。

* 「フォローアップ照会」(従来の入念照会)の対象者

現行； 期間重複がなく、かつ、名寄せで該当した記録に結び付く同一氏名等の方が他にいない方(一次名寄せ対象者)

拡大後； 期間重複がない方(一次名寄せ対象者)全体

2) 未回答の方への対応

- 「名寄せ特別便」に回答のない方には、既に4月下旬から6月中旬までに1回目の「回答のお願い」(約53万通)を送付したところであり、なお回答のない方に対して、6月下旬から2回目の「回答のお願い」を送付するとともに、きめ細やかな回答の呼びかけを平成20年度中に繰り返し実施する。

- 2回の「回答のお願い」の送付等を行い、なお回答が得られない期間重複がない方については、平成20年度中に「フォローアップ照会」を計画的に実施する。

② 加入者

1) 未回答の方への対応

- 「名寄せ特別便」に回答のない方には、既に6月中・下旬に1回目の「回答のお願い」(約433万通)を送付したところであり、なお回答のない方に対して、6月下旬から2回目の「回答のお願い」を送付するとともに、きめ細やかな回答の呼びかけを平成20年度中に繰り返し実施する。

2) 「ねんきん定期便」によるフォローアップ

- 2回の「回答のお願い」の送付等を行い、なお回答が得られない場合には、平成21年4月から開始する「ねんきん定期便」に記録確認についての注意喚起の文書を同封する。
特に、記録が結び付く可能性がある方(期間重複がない方)には、「訂正なし」と回答した方も含め、結び付く可能性のある記録の一部を記載したお知らせを同封して回答を勧奨する。

(イ) 「全員特別便」の確実な送付及び回答のための対応

① 年金受給者

- 「全員特別便」に回答のない方には、きめ細やかな回答の呼びかけを平成20年度中に繰り返し行い、なお回答が得られない場合には、平成21年2月から3月に「回答のお願い」を送付する。

② 加入者

- 「全員特別便」に回答のない方には、きめ細やかな回答の呼びかけを平成20年度中に繰り返し行い、なお回答が得られない場合には、平成21年4月から送付する「ねんきん定期便」に記録確認についての注意喚起の文書を同封する。
- 第2号被保険者のうち、協力事業所(「ねんきん特別便」を従業員の方に配布することに御協力いただける事業所)に勤務する方(第2号被保険者の約55%)には、事業所経由で「ねんきん特別便」を送付し、確実にお届けするとともに、回答の回収についても、原則として協力事業所経由で実施する。

(ウ) 未到達者に対するフォローアップの徹底

- 「ねんきん特別便」が住所不明で戻ってきた方については、引き

続き、隔月に住所変更届の有無を確認し、変更届があれば再送付、変更届がなければ市町村や事業主の御協力を得て計画的に住所調査を行い、判明した新住所に送付する。

ウ 「ねんきん特別便」等の周知・広報の展開と相談の充実

(ア) 「ねんきん特別便」等に関する周知・広報の展開

- テレビ・新聞等の多様な媒体による政府広報やインターネット等により、「ねんきん特別便」への回答の呼びかけを引き続き定期的・効果的に実施する。

具体的には、

- ・ 「名寄せ特別便」の未回答の方(受給者・加入者)への回答の呼びかけ(6月下旬～平成21年3月)
- ・ 「全員特別便」の未回答の方への回答の呼びかけ
(受給者;6月～平成21年3月、加入者;11月～平成21年3月)
- ・ 「ねんきん定期便」の趣旨・目的等(平成21年3月以降)等を行う。

- 各府省庁及び地方公共団体に対し、広報誌・ホームページ・メールマガジン等での「ねんきん特別便」の周知・広報や所管の関係機関等への周知・広報について御協力を依頼したところであり、引き続き国を挙げて周知・広報の取組を引き続き推進する。

(イ) 相談の充実

① 社会保険事務所の来訪相談等の拡充

- これまで、「ねんきん特別便」専用窓口での対応、混雑状況に応じた職員の相談窓口への機動的配置・職員総出による対応、社会保険事務所への交通の便が悪い地域等における巡回相談等を実施してきたところであるが、これらの取組を引き続き推進する。

* 年金記録相談の特別強化体制における相談件数

731万件(平成18年8月21日～平成19年12月28日)

* 巡回相談実施回数(平成19年7月～平成20年3月)10,510回

(来訪者数357,882人)

- 4月12日以降7月までの全ての土日(24日間)を開庁日としたところであり、引き続き、相談需要の程度等を踏まえ、必要に応じ、社会保険事務所の相談窓口の土日開庁日を拡充する。

- 社会保険事務所の窓口でご本人のものと特定される年金記録が判明した場合の年金見込額の試算・ご本人への交付を引き続き実施する。
 - * 試算件数 66,795件
 変更前後の差引年金額総額 36.2億円
 (平成20年5月1日～同年5月31日)

- 年金記録の円滑な確認に資することができるよう、社会保険事務所等に「ねんきん特別便」の趣旨及び未統合となっている年金記録の事例を分かりやすく説明した広報資料や、各人が職歴・転居歴・氏名変更歴等を思い出しながら記載する履歴整理表を備え付けるとともに、ホームページにも掲載する。

- ② 電話相談の拡充
 - これまで、「ねんきん特別便」の送付状況に応じ、「ねんきん特別便」専用ダイヤルの最大座数を平成19年12月の350席から平成20年6月は最大1,430席を用意するなど、体制の拡充を図ってきた。
 - * これまでに対応した電話相談数 計約309万件
 (平成19年12月17日～平成20年5月31日)

 - 電話相談の需要に応じた、「ねんきん特別便」専用ダイヤル等の体制の拡充を引き続き図るとともに、オペレーターの応答技能の向上等の取組を進める。

 - 社会保険事務所と同様に、「ねんきん特別便」専用ダイヤルによる土日の相談対応を行う。

- ③ 市町村の御協力による身近な場所での相談の展開
 - 市町村の御協力を得て、その窓口において以下の取組を引き続き実施する。
 - ・ 「ねんきん特別便」の趣旨・目的や年金記録の見方、記載内容等についての説明
 - ・ 年金記録に訂正がある方への年金加入記録照会票の記入方法や年金記録に訂正がない方への確認はがき提出の案内の説明
 - ・ 加入履歴に漏れや誤りがある場合のそれらの記憶喚起の助言

- ・ 年金加入記録照会票等の社会保険事務所への届出代行の実施
- ・ 希望する市町村における、窓口装置（WM）を用いた「特別便」に関する相談に対する御協力
- ・ これらの取組について、市町村広報誌等による周知
 - * 相談対応 1, 782市区町村(平成 20 年5月23日現在)
 - * 窓口装置の貸与 200市区町村(平成 20 年6月末予定)

④ 事業主、労働組合の御協力による職域での相談の展開

- 事業主の御協力を得て、事業所の社会保険委員等を活用しつつ、以下の取組を引き続き実施する。
 - ・ 上記の市町村の協力を得て行う「ねんきん特別便」の趣旨・目的等の説明、加入履歴に係る記憶喚起の助言等と同様の相談等を事業所においても行う。
 - ・ 加入履歴の漏れや誤りの訂正の申請を、事業所ごとに一括して代行申請を行う。
 - ・ これらの取組について、社内報等により周知する。
- 労働組合の御協力を得て、加入者の方々への「ねんきん特別便」の趣旨・目的等の説明、加入履歴に係る記憶喚起の助言等の相談、回答提出の推進、広報等の取組を実施する。

⑤ 社会保険労務士等の御協力による身近な場所での相談の展開

- 全国社会保険労務士連合会の全国的な御協力を得て、以下の取組を引き続き実施する。
 - ・ 全国の社会保険労務士事務所及び都道府県社会保険労務士会の年金相談センターにおける無料相談の実施
 - ・ 協力を得られる市区町村、郵便局、農漁協における、社会保険労務士による相談の実施
 - ・ 各都道府県社会保険労務士会への窓口装置（WM）の貸与
 - * 無料相談実施社会保険労務士事務所 1, 533カ所(平成 20 年5月)
 - 都道府県社会保険労務士会の年金相談センター 47カ所(平成 20 年5月)
 - 郵便局・農漁協における相談 延べ1, 319回(平成 20 年5月末までの実績)
- 社会保険事務所において、近隣の社会保険労務士事務所等における無料相談について紹介するとともに、市町村等の御協力を得て、これらの取組に係る周知・広報を行う。

⑥ 窓口装置(WM)の増設

- 本年1月から6月にかけて、社会保険事務所等の相談体制の整備等のため、混雑社会保険事務所や市町村に緊急配備した約800台を含め、約6,000台の増設を行ったところである。

今後更に、「全員特別便」への対応のため、1,735台の新規調達を実施して、社会保険事務所、市町村、社会保険労務士会等へ配備し、相談体制を拡充する。(平成20年6月下旬から)

* 窓口装置の配備状況

11,060台(平成19年12月)→16,876台(平成20年6月)

→18,426台(平成20年7月以降)

エ 記録統合・裁定変更にかかる事務処理の円滑化・迅速化

(ア) 記録照会に対する調査の効率性の向上

- 年金受給者及び加入者から年金記録の照会があった場合の社会保険事務所における調査方法について、現場のベテラン職員のノウハウを集約し、全国的に活用を図ることにより調査の効率性を高める。

(イ) 厚生年金保険の旧台帳の検索の効率化

- 以下の措置を講じることにより、これまで旧台帳の記録確認に要していた時間を短縮、記録統合や裁定変更処理の迅速化を図る。
 - ・ 紙媒体で保管している約1,365万件の旧台帳については、手帳記号番号のデータベース化を図ることにより、記録の確認を迅速にできるようにする。なお、このことにより、これらの記録の正確な保管件数の把握が可能になる。(平成20年度中)
 - ・ マイクロフィルムで保管している約1,466万件の旧台帳については、漢字氏名・生年月日から旧台帳の手帳記号番号及びカセット・ブリップ番号が検索できる「漢字氏名索引」のシステムを新たに構築することにより、記録の確認を迅速にできるようにする。(平成20年6月)

(2) 「今後解明を進める記録」等の解明・統合の実施

記録の内容に応じた解明作業については、引き続き、「ねんきん特別便」を通じた年金記録の確認の取組と並行して、平成20年度中に集中的・計画的に実施する。

ア これまでの取組

- 漢字カナ変換が行われた記録(約154万件)については、平成20年2月から4月にかけて、社会保険事務所等において、年金手帳記号番号払出簿等により漢字氏名を確認の上、漢字氏名の収録作業を完了した。
- 住基ネットによる調査を行うことにより、「基礎年金番号を有していない生存者」、「5年以内の死亡者」などを特定し、解明を必要とする記録を絞り込むこととしており、6月末までを目途に調査を実施しているところである。

(※)6月中旬時点で判明している調査結果

照会件数	1322 万件	100.0 %	(照会予定件数全体の約7割)
該当なし	1074 万件	81.2 %	
該当あり	248 万件	18.8 %	
生存者	198 万件	15.0 %	
死亡者	47 万件	3.6 %	
所在不明	3 万件	0.2 %	

イ 今後の取組

- 「漢字カナ変換記録」の氏名補正、これに続くコンピュータ記録による調査を進め、記録の持ち主である可能性があることが判明した方に「年金記録の確認のお知らせ」を送付し、確認いただく。
(平成20年7月～9月末)
- 住基ネットでの調査を進め、「基礎年金番号を有していない生存者」及び「5年以内の死亡者」を特定し、年金受給に結び付くと思われる方に「年金記録の確認のお知らせ」を送付し、確認いただく。
(平成20年6月末～7月末)
- 「名寄せ特別便」の送付に当たり、未統合記録と基礎年金番号の記録との名寄せ処理を行っており、その際に氏名・性別・生年月日・加入期間が完全に重複していた記録を抽出・精査する。
(平成20年6月～12月末日途)
- 「全員特別便」に対する回答(訂正なし)のうち、旧姓の申出があったものの磁気データ化を行うとともに、オンライン上に既に収録されている旧姓履歴データを活用した調査により、「婚姻等により氏名を変更したと考えられる者の記録」を特定し、記録の持ち主であると思われる方に「年金記録の確認のお知らせ」を送付し、確認いただく。
(平成20年12月～平成21年3月末日途)

- 住基ネットでの調査により「該当なし」となった記録について、プログラム開発等を行った上で、社会保険庁で管理している既に死亡している受給者の記録との突合せを行い、死亡者の記録を特定し整理する。(平成20年8月末日途)
- 住基ネットでの調査により「該当なし」となった記録について、社会保険事務所等において、年金手帳記号番号払出簿等により、氏名・生年月日・性別の3情報を確認し、必要に応じて「過去の記録をオンラインに入力するまでの間の転記・入力ミスにより名寄せされなかった記録」の補正を行う。なお、補正作業の実施に当たっては、加入期間が長い記録から優先的に取り組む。
また、補正を行った記録について、記録の持ち主であると思われる方に「年金記録の確認のお知らせ」を送付し、確認いただく。
(平成20年7月～平成21年3月末日途)
- なお、「名寄せ特別便」の対象となった未統合記録1,172万件のうち、特別便により確認した結果、本人の特定に至らなかった記録については、平成20年秋以降、上記の解明作業と併せて、解明の取組を実施する。
- また、海外居住者に対して、在外公館を通じ、広報資料やホームページにより、記録確認の呼びかけを行う。

ウ 以上を踏まえた更なる解明・統合等の検討

- 平成20年度に上記の各種解明作業を行っても、本人の特定が困難な記録については、更に可能な限り、インターネット上等での公示、過去に勤務していた事業所(厚生年金)や過去の住所の所属する市町村(国民年金)への照会を通じ、解明・統合等を行うことに関し検討する。
- なお、死亡が判明した方の記録についても、未支給年金等への対応の観点から、同様の取扱いを検討する。

(3) 年金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みの整備

国民の方々が、ご自身の年金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みを整備する。

ア 「ねんきん定期便」の適切な実施

- 平成21年4月から、国民年金・厚生年金保険のすべての加入者の方に対し、毎年誕生月に直接ご本人宛に「ねんきん定期便」を送付する。
- 平成21年4月から一年間及び節目年齢時(35歳・45歳・58歳)には、年金加入期間(加入月数、納付済月数)、保険料納付額の目安、加入実績に応じた年金見込額、年金加入履歴(加入制度、事業所名称、資格取得・喪失年月日)並びにすべての期間の標準報酬月額(厚生年金)及び保険料納付状況(国民年金)を通知する。
- その他の場合には、年金加入期間、保険料納付額の目安、加入実績に応じた年金見込額並びに直近一年分標準報酬月額(厚生年金)及び保険料納付状況(国民年金)を通知する。
- なお、(1)イのとおり、「ねんきん特別便」に未回答の方等に対しては、注意喚起の文書等を同封する。

イ インターネットによる記録照会

- 平成18年3月より実施しているインターネットによる年金記録照会サービスについて、加入者から受給者にも拡大し、受給者の方も、過去のすべての標準報酬月額(厚生年金)や保険料納付状況(国民年金等)等を確認できるようにする。(平成20年度)
* IDパスワード発行件数 1, 307, 825件(5月末現在)

ウ 紙台帳ファイルの電子画像データ検索システムの構築(再掲)

- 厚生年金保険の名簿等及び市町村の国民年金の名簿等について、電子画像ファイル化するとともに、手帳記号番号により画像検索ができるシステムの構築を行い、社会保険事務所で同一の手帳記号番号記録を集約して確認できるようにする。(平成21年度)

(4) 「厚生年金・船員保険旧台帳(1, 466万件)」への適切な対応

厚生年金・船員保険旧台帳(「1, 430万件」・「36万件」)について、引き続き、以下のような取組を実施する。

ア これまでの取組

- 磁気ファイル化するための入力作業を行った上で、コンピュータ記録との突合せにより、記録が結び付くと思われる方の被保険者資格記録の入力、期間重複チェックを行い、その結果記録が結び付く可能性のある方に、「記録のお知らせ」を送付したところである(5月29日に約68万通を送付)。

(注) 厚生年金旧台帳等の記録は、持ち主が既に70歳を超えていること、昭和29年以前の古い記録であることから、ご本人に記録を思い出していただくためには特別な配慮が必要となる。このため、「記録のお知らせ」により、ご本人に古い記録の中に持ち主の可能性が高い記録が見つかった旨をお知らせした上で、社会保険事務所等からご本人に確認させていただくための連絡先情報(氏名・住所・電話番号)を「回答はがき」に記入して返信いただくこととしている。

イ 今後の取組

(ア) 記録の確認

- 今後、「回答はがき」により返信いただいた方に、相談のための準備を順次整備しながら、後日(概ね返信の1か月後)、社会保険事務所等から電話連絡をし、具体的な情報をお伝えしつつ、旧台帳記録に係る記憶を呼び起こしを行い、丁寧に記録の確認を行う。

(イ) 検索の効率化(漢字氏名索引システムの導入)〔再掲〕

- 突合せで氏名等が一致しなかった記録については、漢字氏名・生年月日から旧台帳の手帳記号番号及びカセット・ブリップ番号が検索できる「漢字氏名索引」のシステムを新たに構築することにより、記録の確認を迅速に行うことができるようにする。(平成20年6月)

(ウ) 残された記録の解明

- 厚生年金・船員保険旧台帳の記録は、昭和29年以前の非常に古い記録であるため、一定の仮定の下に国勢調査の人口により推計すると、現時点で約7割の方(約1,000万件)が死亡していると考えられるが、「記録のお知らせ」の送付対象とならなかった記録についても内容の解明を進める。

(5) コンピュータ記録と紙台帳との突合せの計画的・効率的実施

8億件超に上る紙台帳(マイクロフィルムを含む。)とコンピュータ記録(基礎年金番号で管理されているものも含めた全体の記録)との突合せについては、これまでに実施したサンプル調査の分析等を踏まえ、

実効性・効率性を考慮しながら進める。

ア これまでの取組

社会保険庁が保管するマイクロフィルム化された記録や市町村が保管している記録について、コンピュータの記録との突合せを計画的に実施するため、これまで以下の作業を実施してきた。

- ・ 国民年金の被保険者台帳(特殊台帳分)のサンプル調査の実施
(19年4月～6月実施、19年6月公表)
→ 3,090件のうち、マイクロフィルム記録とオンライン記録が一致しておらず、年金給付に影響があるものが4件あった。
- ・ 社会保険事務所の被保険者台帳の保管状況調査
(19年5月実施、19年8月公表)
- ・ 市町村の国民年金の被保険者名簿の保管状況調査
(19年5月実施、19年8月公表)
→ これらの調査等の結果により、紙台帳(マイクロフィルムを含む。)の記録は延べ約8.5億件。
- ・ 国民年金特殊台帳の突合せ
→ 平成20年5月から、約3,300万件の国民年金特殊台帳等についてコンピュータ記録との突合せを実施。
(平成20年度中に完了予定)
- ・ 厚生年金の被保険者名簿等に係るサンプル調査の実施
(20年1月～6月)
→ 約2万件を抽出し、調査した結果、厚生年金の名簿・原票の記録とコンピュータ記録が一致していないものが277件(約1.4%)あった。

イ 今後の取組

- 厚生年金保険の名簿等及び市町村の国民年金名簿等の突合せ
 - ・ 厚生年金保険の名簿等については、個人・手帳記号番号単位で集約されておらず、確認に時間を要している。また、厚生年金と国民年金が混在する記録については、厚生年金と国民年金の名簿を合わせて確認する必要もある。
このため、これらの紙台帳について、(3)ウの画像データ検索システムの構築等の基盤整備を実施する。
(平成20年度から準備を進め、平成21年度に整備)
 - ・ 厚生年金保険の名簿等及び市町村の国民年金名簿等とオンライン記録の突合せ作業については、平成22年度～23年度を集中受付期間として、上記のシステムを活用し、記録確認のお申

し出のあった受給者・加入者について突合せを徹底的に実施する。

突合せに当たっては、名簿等の記録に基づいて単純に補正することのないよう、他の書類の確認等により慎重に作業を行い、最終的にはご本人に確認を行う。

受給者からの記録確認のお申し出の状況を踏まえた上で、受給者にかかる突合せを計画的に実施する。

なお、加入者については、上記の基盤整備を実施した上で、通常の裁定処理の中で名簿・原票等にも当たってオンライン記録の正確さを確認した上で裁定を行うこととする。

- 国民年金特殊台帳
 - ・ 複雑で特殊な記録である国民年金特殊台帳については、平成20年度中に記録の突合せを計画的に実施する。

(6) 標準報酬等の遡及訂正事案への対応

標準報酬等の遡及訂正事案については、第三者委員会あっせん事案等17件の調査を実施しているところであるが、今後、以下のような対応を進める。

- あっせん事案等への対応
 - あっせん事案等の調査を引き続き進めるとともに、外形から同様の事案と見られる第三者委員会申立事案160件に係る内容の分析及び個々の事案の遡及訂正理由等の調査を行う。
- あっせん事案と同一の事業所で申立人と同時期に勤務していた方の事案への対応
 - あっせん事案と同一の事業所で申立人と同時期に勤務していた方を特定した上でお知らせを行い、ご自身の年金記録の確認を求めた上で、正しく記録が訂正されるために必要な対応を行う。

(7) 年金記録確認第三者委員会における案件処理の促進

- 年金記録確認第三者委員会においては、本年2月以降、処理のスピードアップが必要な地域(大都市を抱える都道府県)を中心に審議チームを50以上増やして約180チームとし、それに併せて委員を538人から約850人へ増員、事務室職員も877人から約1,700人へと

大幅な体制強化を進めてきているところである。

- また、あっせん事例集の整備、第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進、社会保険労務士の協力を得つつ、申立てに関する相談・調査の充実等も行ってきているところである。

これらにより、審議の迅速化を図り、本年3月末までに申し立てられた事案(49, 897件)については、概ね1年を目途に処理を終えることとするとともに、本年4月以降に申し立てられた事案については、今後の申立件数を勘案し、一層の体制強化等を講じることにより、迅速な処理を進めることとする。

- * 第三者委員会月間処理件数 730件(平成20年1月)→3,304件(5月)
処理済み件数(累計) 14,646件(平成20年6月24日現在)
うちあっせん件数(累計) 6,470件(平成20年6月24日現在)
- * 第三者委員会送付前の社会保険事務所
段階における年金記録の訂正件数 54件(平成20年6月15日現在)

(8) その他の対応

ア 厚生年金基金と社会保険庁の記録の突合せ

- 社会保険庁において基金加入記録等のデータを抽出した上で、厚生年金基金へ当該データを提供し、平成20年度中を目途に各厚生年金基金において、加入員記録との突合せを実施する。

イ 共済過去記録の基礎年金番号への統合

- 平成20年度において、共済組合等において保有している共済過去記録を共済組合等から提供を受けて、名寄せ・照会を行い、照会文書への回答・相談を通じて、平成21年度中を目途に基礎年金番号への統合を行う。

ウ 旧令共済組合員記録への対応

- 国家公務員共済組合連合会の調査において、旧令共済組合の組合員原票(加入記録)約6.5万件等が確認されたことから、国家公務員共済組合連合会から当該旧令共済組合員原票データの提供を受けて、社会保険庁において厚生年金等の年金受給者ファイル等のコンピュータ記録との突合せを行い、該当した方(本人又は遺族)に対して、その旨をお知らせして確認いただくとともに、制度の周知を図り、厚生年金等の年金給付に結び付ける。

(平成21年度前半)

エ 基礎年金番号の重複付番の解消及び発生防止

- 平成19年10月より、同一人に複数の基礎年金番号が割り当てられた可能性のあるものについて、年3回把握し、社会保険事務所において徹底した調査を行い、その早期解消に努めている。
- 新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、同一人調査(氏名・性別・生年月日・住所の4項目の一致を確認)の完全実施を図り、引き続きその発生を徹底的に防止する。

オ 基礎年金番号で管理しているオンライン記録の整備

- 基礎年金番号で管理しているオンライン記録について、システム刷新に伴いデータを円滑に移行するための整合性確認作業等を行う。

カ 地方庁における紙台帳の保管・管理

- 地方庁における紙台帳の保管については、社会保険庁保有個人情報管理規定等に基づいた適切な保管・管理を行うよう、引き続き、その趣旨の徹底と指導を行う。

キ 派遣職員等による業務の適切な管理

- 年金記録問題への対応においては多くの派遣職員等に業務を実施させることが必要となるが、その際には、指導・監督とパフォーマンスのチェックを徹底する。

ク 社会保険庁本庁と市町村・地方庁との連携強化

- 年金記録問題への取組については、現場の意見や要望を十分に踏まえた対応を実施するため、社会保険庁本庁と市町村・地方庁との連携を一層強化する。

(参 考 資 料)

・ 3月までに送付した「ねんきん特別便」の状況(平成 20 年5月 31 日現在)	1
・ 4月から5月に送付した「ねんきん特別便」(受給者向け)の状況	2
・ 加入者向け「ねんきん特別便」発送スケジュール(予定)	3
・ ねんきん特別便に「訂正なし」と回答した方に対するフォローアップ照会の状況	4
・ ねんきん特別便未回答の方への「回答のお願い」送付状況について	7
・ 平成 20 年7月の休日相談日について	8
・ 市町村における「ねんきん特別便」への協力	9
・ 社会保険労務士の協力による相談状況(平成 20 年 5 月実績)	11
・ 年金記録相談の特別強化体制の状況(社会保険事務所における受付・処理状況)	12
・ 被保険者等が保有する資料に基づき国民年金の納付記録を訂正した事例について	14
・ 厚生労働省特別チーム室の報告(平成 20 年6月 27 日)	15

3月までに送付した「ねんきん特別便」の状況（平成20年5月31日現在）

発 送			回 答							
発送日	年金受給者	現役加入者								
19年 12月17日 25, 26日	約30万人		【未到達】			合 計				
	約18万人		年金受給者	現役加入者						
			12月28日時点(受給者) 3月3日時点(加入者)	約0.1万人(0.3%)	約3.1万人(2.5%)	—				
			5月31日現在	約1万人(0.4%)	約64万人(8.7%)	約65万人(6.3%)				
20年 1月9日 16日 23, 24日 30日 2月6日 13日 20日 27日 3月5日 12日 19日 21日	約12万人		【未回答】			合 計				
	約13万人		年金受給者	現役加入者						
	約30万人		12月28日時点(受給者) 3月3日時点(加入者)	約38万人(78.9%)	約116万人(93.4%)	—				
	約5万人		5月31日現在	約61万人(20.4%)	約346万人(47.4%)	約407万人(39.5%)				
	約20万人		【回 答】			【訂正あり】				
	約40万人	約35万人	年金受給者	現役加入者	合 計	年金受給者 現役加入者 合 計				
	約40万人	約89万人	12/28時点(受) 3/3時点(加)	約10万人 (20.8%)	約5万人 (4.1%)	—	12/28時点(受) 3/3時点(加)	約1.6万人 <15.7%>	約3.4万人 <67.6%>	—
	約24万人	約168万人	5/31現在	約238万人 (79.2%)	約321万人 (43.9%)	約559万人 (54.2%)	5/31現在	約70万人 <29.4%>	約221万人 <69.1%>	約291万人 <52.2%>
	約56万人	約213万人				【訂正なし】				
	約12万人	約224万人				年金受給者 現役加入者 合 計				
	計 約300万人	計 約730万人				年金受給者 現役加入者 合 計				
			12/28時点(受) 3/3時点(加)	約8.4万人 <84.3%>	約1.6万人 <32.4%>	—	12/28時点(受) 3/3時点(加)	約8.4万人 <84.3%>	約1.6万人 <32.4%>	—
			5/31現在	約168万人 <70.6%>	約99万人 <30.9%>	約267万人 <47.8%>	5/31現在	約168万人 <70.6%>	約99万人 <30.9%>	約267万人 <47.8%>

※ 回答状況の上段は、年金受給者は12月28日時点、現役加入者は3月3日時点の状況。

※ ()内の%は年金受給者・現役加入者・合計それぞれの発送件数に対する割合。< >内の%は年金受給者・現役加入者・合計それぞれの回答件数に対する割合。

(注1) 上記件数には一部推計を含む。また、速報値であるため修正される場合がある。

(注2) 1月末までの発送分約108万人については、3月28日に再送付。3月19日発送分のうち、出力誤りのあった約2万人分については3月28日に再送付。

4月から5月に送付した「ねんきん特別便」(受給者向け)の状況

1. 発送状況について

発 送 日		年 金 受 給 者
4 月	2 日	約 1 5 0 万人
	7 日	約 1 5 0 万人
	9 日	約 9 0 万人
	1 4 日	約 7 6 万人
	1 6 日	約 2 2 6 万人
	2 1 日	約 2 4 9 万人
	2 3 日	約 1 2 8 万人
	2 8 日	約 1 0 0 万人
	3 0 日	約 2 5 0 万人
5 月	7 日	約 2 5 0 万人
	1 2 日	約 2 1 0 万人
	1 4 日	約 2 0 0 万人
	1 9 日	約 2 0 0 万人
	2 1 日	約 3 0 2 万人
	2 6 日	約 3 0 4 万人
	2 8 日	約 1 9 9 万人
	3 0 日	約 3 1 2 万人
	合計	

2. 回答状況について

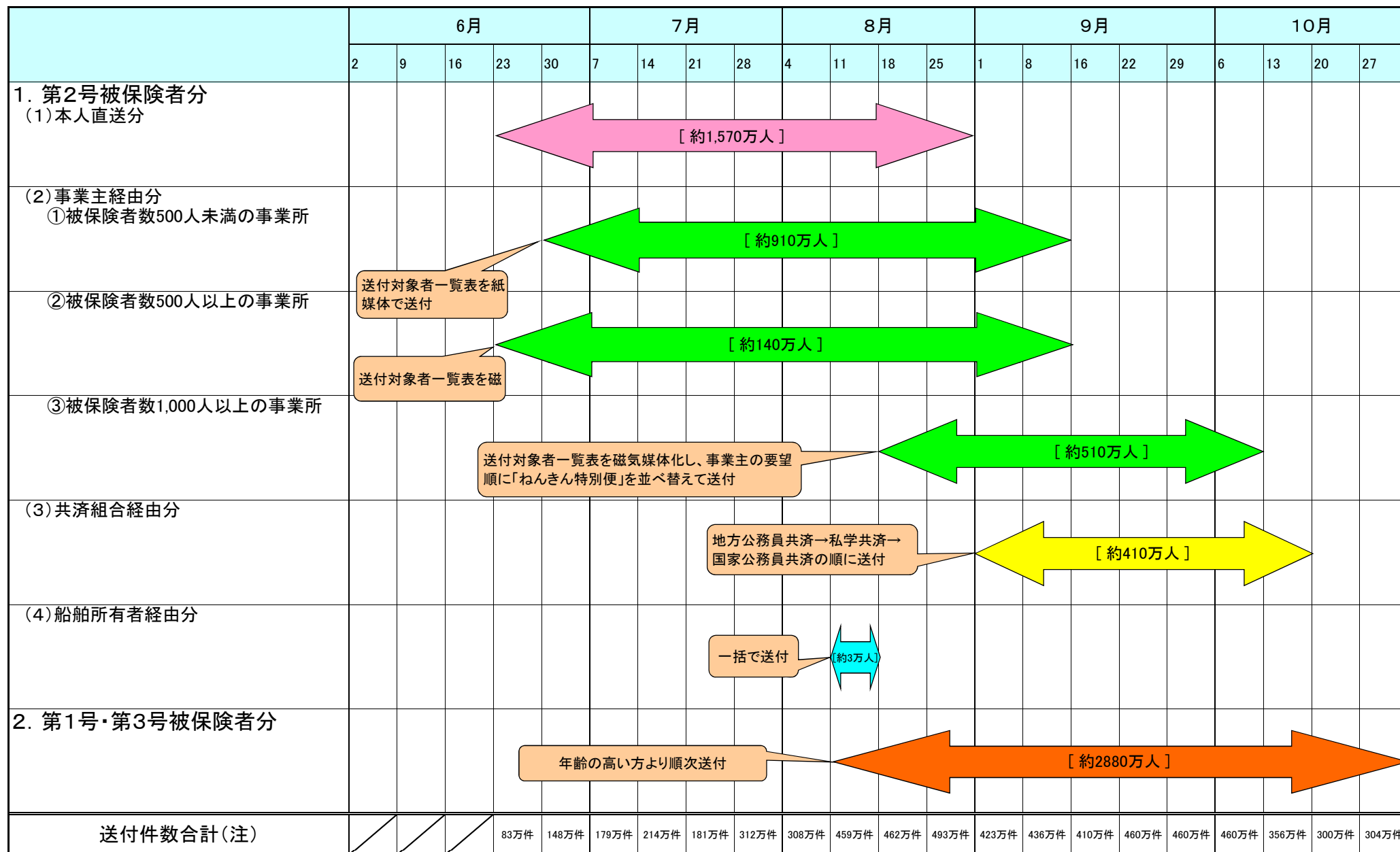
- 5月31日現在 受付件数 約1,459万件
回答割合 約47%
(5月28日までの発送件数約3,084万件に対する割合)

- 回答内容
 - ・ 「もれ・間違いがない」と回答があったもの 約93%
 - ・ 「もれ・間違いがある」と回答のあったもの 約5% (注)
 - ・ その他 約2%

※ 上記の回答内容の割合は、業務センター受付分について、先着の212.5万件的調査結果割合を基に5月31日現在の受付件数を区分し、5月31日までの社会保険事務所受付分の件数を加算したものの。

(注)「もれ・間違いがある」と回答のあったものを単純に集計等したものであり、今後、社会保険事務所で内容を調査・確認した上で、ご本人の記録に「もれがある」と確認されたものについては、記録の統合を行うこととなる。

加入者向け「ねんきん特別便」発送スケジュール(予定)



(注)送付件数は、全体の処理件数を発送する週で分けて期間を見積もったものである。

ねんきん特別便に「訂正なし」と回答した方に対する フォローアップ照会の状況

平成20年6月27日
社会保険庁

1. フォローアップ照会の状況（平成20年5月30日現在）

相談の有無	人数	割合
フォローアップ照会を行った方	79,359	100.0%
電話による照会を行った方	65,113	82.0%
戸別訪問による照会を行った方	14,246	18.0%

※「ねんきん特別便」の記載内容に「訂正なし」と回答いただいた方は、平成20年4月25日時点において1,178,498人であり、このうちフォローアップ照会の対象となる方（ご本人の基礎年金番号の記録と、それに結びつく可能性のある記録との間に期間の重複がなく、かつ、結びつく可能性のある方が他にいない方）355,635人に対して、平成20年5月30日までの間にフォローアップ照会を行った結果である。

※各都道府県別のフォローアップ照会の状況については、別紙参照

※「フォローアップ照会の対象となる方」で「フォローアップ照会を行った方」以外の方については、引き続き調査中。

2. 記録の確認結果

確認の結果	人数	割合
ご本人の記録であると確認できた方	62,682	79.0%
情報提供を行ったが、ご本人の記録であると確認できなかった方	16,677	21.0%
計	79,359	100.0%

※回答をいただいた方に対し、結びつく可能性のある記録の加入期間、年金種別を示すとともに、その記録が厚生年金の場合は事業所名及び事業所の所在地市区町村を、国民年金の場合は当時の住所地市区町村を示した。

※「ご本人の記録であると確認できた方」については、社会保険事務所又は年金相談センターに来院していただき、記録の訂正の手続きを行っていただくようお願いしている。

3. 社会保険事務所等への相談等の状況

相談の有無	人数	割合
社会保険事務所や年金相談センターに来院相談をした方	2,273	2.9%
「ねんきん特別便専用ダイヤル」に電話相談をした方	517	0.6%
電話と来院いずれも相談をした方	142	0.2%
相談をしていない方	76,427	96.3%
計	79,359	100.0%

4. 確認はがきで「訂正がない」と回答した理由

「訂正がない」と回答した理由	人 数	割 合
年金記録に間違いがないと思っていた	40,705	51.3%
他に年金制度に加入した記憶がない	8,421	10.6%
すでに年金記録の確認を行っている	8,265	10.4%
手続方法がわからなかった	4,762	6.0%
年金記録が思い出せなかった	4,647	5.8%
あまり関心がない	3,784	4.8%
自分の年金記録ではないため思い出せなかった（遺族年金の方）	3,316	4.2%
年金額がそれほど増える訳ではない	3,309	4.2%
現在の年金額で満足している	860	1.1%
その他	1,290	1.6%
計	79,359	100.0%

(別紙)

フォローアップ照会に係る各都道府県別の照会実施件数(平成20年5月30日現在)

	電話照会件数	訪問照会件数	照会件数合計
01北海道事務局	4,115	694	4,809
02青森事務局	263	21	284
03岩手事務局	754	46	800
04宮城事務局	1,368	128	1,496
05秋田事務局	2,046	24	2,070
06山形事務局	2,635	77	2,712
07福島事務局	1,930	312	2,242
08茨城事務局	389	83	472
09栃木事務局	1,638	491	2,129
10群馬事務局	218	93	311
11埼玉事務局	1,332	262	1,594
12千葉事務局	2,420	0	2,420
13東京事務局	1,613	2,680	4,293
14神奈川事務局	2,379	579	2,958
15新潟事務局	2,117	24	2,141
16富山事務局	258	3	261
17石川事務局	811	26	837
18福井事務局	797	49	846
19山梨事務局	506	29	535
20長野事務局	1,453	441	1,894
21岐阜事務局	1,150	41	1,191
22静岡事務局	813	105	918
23愛知事務局	2,244	120	2,364
24三重事務局	77	30	107
25滋賀事務局	414	297	711
26京都事務局	268	198	466
27大阪事務局	7,606	3,062	10,668
28兵庫事務局	1,873	83	1,956
29奈良事務局	705	91	796
30和歌山事務局	576	32	608
31鳥取事務局	647	55	702
32島根事務局	1,233	124	1,357
33岡山事務局	2,110	432	2,542
34広島事務局	656	195	851
35山口事務局	2,662	302	2,964
36徳島事務局	284	4	288
37香川事務局	225	134	359
38愛媛事務局	1,299	27	1,326
39高知事務局	699	23	722
40福岡事務局	3,573	2,153	5,726
41佐賀事務局	352	39	391
42長崎事務局	1,589	155	1,744
43熊本事務局	427	38	465
44大分事務局	603	19	622
45宮崎事務局	1,295	156	1,451
46鹿児島事務局	2,553	76	2,629
47沖縄事務局	138	193	331
合計	65,113	14,246	79,359

ねんきん特別便未回答の方への「回答のお願い」送付状況について

○ ねんきん特別便の回答を確実にいただくため、平成19年度にねんきん特別便を送付した後、回答のない方に対し、本年4月30日(水)から6月26日(木)の間に約486万通の1回目の「回答のお願い」を送付。

※ 本年1月末までに「特別便」を送付した方(約108万人)については、本年3月末の「特別便」の再送付を1回目の「回答のお願い」としている。

○ 更に、なお回答のない方に対して、6月30日(月)から、2回目の「回答のお願い」を送付するとともに、政府広報、老人クラブ、介護・福祉事業者、民生委員、市町村等と連携した呼びかけ等により、ねんきん特別便に対する回答のお願いについて広く呼びかける。

【 表 面 】

「回答のお願い」1回目(「レイアウト」)



料金後納郵便

1819999

東京都杉並区高井戸南
7-14-21

年金 太郎 様

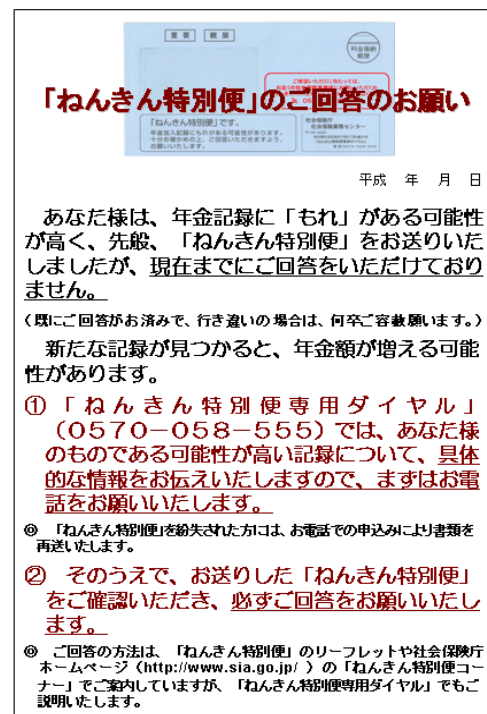
123456789012

裏面のお知らせをご覧ください。
「ねんきん特別便専用ダイヤル」
0570-058-555
IP電話、PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

【受付時間】
月～金曜日:午前9:00～午後8:00(第2土曜日:午前9:00～午後5:00)

社会保険庁 社会保険業務センター(<http://www.sia.go.jp/>)
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

【 裏 面 】



「ねんきん特別便」のご回答のお願い

平成 年 月 日

あなたは、年金記録に「もれ」がある可能性が高く、先般、「ねんきん特別便」をお送りいただきましたが、現在までにご回答をいただけておりません。

(際にご回答がお済みで、行き違いの場合は、何卒ご容赦願います。)

新たな記録が見つかったと、年金額が増える可能性があります。

① 「ねんきん特別便専用ダイヤル」(0570-058-555)では、あなた様のものである可能性が高い記録について、具体的な情報をお伝えいたしますので、まずはお電話をお願いいたします。

② 「ねんきん特別便」を紛失された方以外は、お電話での申込みにより書類を再送いたします。

② そのうえで、お送りした「ねんきん特別便」をご確認いただき、必ずご回答をお願いいたします。

③ ご回答の方法は、「ねんきん特別便」のリーフレットや社会保険庁ホームページ(<http://www.sia.go.jp/>)の「ねんきん特別便コーナー」でご案内していますが、「ねんきん特別便専用ダイヤル」でもご説明いたします。

平成20年7月の休日相談日について

20年7月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	△5
△6	7	8	9	10	11	○12
◇13	14	15	16	17	18	○19
◇20	21	22	23	24	25	○26
○27	28	29	30	31		

(土曜日・日曜日の受付時間は、午前9時30分から午後4時です。)

○ 休日相談日

◇ 相談の一部については、後日回答となる日


注) 被保険者の方からのご相談につきましては、原則としてほぼお答えできますが、受給者の方からのご相談につきましては、当日承って、後日お答えさせていただきます。

△ 原則として相談の全てについて後日回答となる日

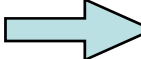
市区町村における「ねんきん特別便」への協力

1. 相談対応や社会保険事務所への届出代行

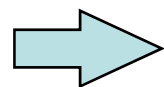
- 「特別便」の趣旨・目的や年金記録の見方、記載内容等についての説明
- 年金記録に訂正がある方への年金加入記録照会票の記入方法や年金記録に訂正がない方への確認はがき提出の案内
- 加入履歴に漏れや誤りがある場合のそれらの記憶喚起の助言

 協力市区町村数(平成20年5月30日時点) 1,782市区町村 (90%)

- 年金加入記録照会票等の社会保険事務所への届出代行の実施

 協力市区町村数(平成20年5月30日時点) 1,301市区町村 (66%)

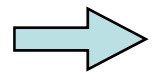
2. 協力できる市区町村における窓口装置を用いた「特別便」に関する相談の実施



6月中に貸与予定の市区町村数(平成20年6月11日時点) 200市区町村
すでに貸与を決定した市区町村数(平成20年6月11日時点) 173市区町村

※ 市区町村と社会保険事務局長との間で個別に契約(業務内容、窓口装置の保守管理、秘密の保持、指揮監督等の定め)して実施

3. 周知・広報



市区町村ホームページ、市区町村広報誌への掲載依頼

窓口装置貸与決定市町村

(平成20年6月19日)

都道府県	窓口装置貸与市町村					市町村数
01 北海道	岩見沢市 和寒町 中川町 白老町	伊達市 剣淵町 枝幸町 陸別町	士別市 下川町 湧別町 羅臼町	南富良野町 美深町 興部町	占冠村 音威子府村 西興部村	18
02 青森	青森市 佐井村	むつ市 三戸町	平内町 五戸町	外ヶ浜町 田子町	七戸町 階上町	10
03 岩手	八幡平市	岩手町				2
04 宮城						0
05 秋田	能代市					1
06 山形	白鷹町	朝日町				2
07 福島	三春町	檜枝岐村	西会津町	大熊町	双葉町	5
08 茨城	つくば市 常総市	ひたちなか市 牛久市	龍ヶ崎 常陸大宮市	下妻市 大子町	結城市	9
09 栃木	下野市					1
10 群馬	館林市	太田市				2
11 埼玉	新座市 和光市	朝霞市	戸田市	東松山市	志木市	6
12 千葉	印旛村	栄町	鋸南市			3
21 東京	大島町	新島村	八丈町			3
31 神奈川						0
32 新潟	佐渡市					1
33 富山	富山市	入善町	上市町			3
34 石川	白山市					1
35 福井						0
36 山梨	笛吹市	甲州市				2
37 長野	松本市	千曲市				2
38 岐阜	中津川市	土岐市	多治見市	瑞浪市	恵那市	5
39 静岡	伊東市	伊豆の国市	三島市			3
41 大阪	岬町	池田市	泉佐野市	泉南市	熊取町	5
42 兵庫	三木市 新温泉町	丹波市 三田市	小野市 篠山市	加西市 養父市	多可町 朝来市	10
51 愛知	春日町	幡豆町				2
52 三重						0
53 滋賀						0
54 京都	精華町	福知山市	向日市			3
55 奈良	天理市 山添村	五條市	御所市	橿原市	桜井市	6
56 和歌山						0
57 鳥取	江府町	南部町	日南町			3
58 島根	益田市	津和野町				2
59 岡山	井原市	真庭市	久米南町	美咲町		4
60 広島	三次市					1
61 山口	周南市	岩国市				2
71 徳島	小松島市	鳴門市				2
72 香川	小豆島町					1
73 愛媛	今治市					1
74 高知	高知市	南国市				2
75 福岡	志免町	黒木町	大刀洗町			3
76 佐賀	白石町	鹿島市				2
77 長崎	島原市	松浦市				2
78 熊本	多良木町	山江村				2
79 大分						0
80 宮崎	小林市 都城市	西都市	延岡市	高千穂町	日之影町	6
81 鹿児島	日置市 指宿市 志布志市 蒲生町 肝付町 龍郷町 和泊町	鹿屋市 西之表市 奄美市 大崎町 屋久島町 喜界町 知名町	霧島市 垂水市 与論町 東串良町 大和村 徳之島町	枕崎市 曾於市 菱刈町 錦江町 宇検村 天城町	大口市 南さつま市 始良町 南大隅町 瀬戸内町 伊仙町	32
82 沖縄	伊江村	八重瀬町	与那国町			3
				合計		173

社会保険労務士の協力による相談状況（平成20年5月実績）

○ 窓口装置の貸与	46 社労士会	3月～5月累計
○ 社労士会の年金相談センターにおける相談の実施		
・ 相談実施件数	853 件	2,372 件
・ 窓口装置による記録照会件数	1,890 件	3,723 件
○ 開業社労士等の無料相談の実施		
・ 無料相談登録社労士数	799 人	1,533 人 <small>(注)</small>
・ 相談実施件数	1,803 件	3,256 件
○ 市区町村・郵便局・農協・漁協における相談の実施		
1 市区町村 ・ 相談窓口開設回数（197市区町村）	341 回	882 回
・ 相談実施件数	5,646 件	12,000 件
2 郵便局 ・ 相談窓口開設回数（74郵便局）	98 回	304 回
・ 相談実施件数	244 件	894 件
3 農・漁協 ・ 相談窓口開設回数（46農・漁協）	47 回	133 回
・ 相談実施件数	259 件	644 件
計 ・ 相談窓口開設回数	486 回	1,319 回
・ 相談実施件数	6,149 件	13,538 件

(注) 無料相談登録社労士数は20年4月以降の登録数。

年金記録相談の特別強化体制の状況(社会保険事務所における受付・処理状況)

1. 「照会申出書」受付状況

	平成19年3月末		平成19年6月末													
	件数 (H18/8/21~ H19/3/30)	割合	4月 件数 (H19/4/2~ H19/4/27)	割合	5月 件数 (H19/5/2~ H19/6/1)	割合	6月 件数 (H19/6/4~ H19/6/30)	割合	7月 件数 (H19/7/1~ H19/7/28)	割合	8月 件数 (H19/7/29~ H19/9/1)	割合	9月 件数 (H19/9/2~ H19/9/30)	割合		
(1) 窓口受付・処理状況																
年金相談窓口での記録確認	2,153,815	(100.0%)	362,368	(100.0%)	458,484	(100.0%)	1,009,151	(100.0%)	3,983,818	(100.0%)	787,175	(100.0%)	652,228	(100.0%)	449,605	(100.0%)
窓口調査により確認済み	2,124,314	(98.6%)	356,601	(98.4%)	448,887	(97.9%)	944,057	(93.5%)	3,873,859	(97.2%)	712,417	(90.5%)	602,450	(92.4%)	419,826	(93.4%)
基礎年金番号に収録済み	1,841,332	(85.5%)	313,312	(86.5%)	387,682	(84.6%)	807,420	(80.0%)	3,349,746	(84.1%)	610,080	(77.5%)	519,073	(79.6%)	362,336	(80.6%)
他の年金手帳記号番号で記録あり	180,003	(8.4%)	27,245	(7.5%)	38,504	(8.4%)	84,908	(8.4%)	330,660	(8.3%)	62,985	(8.0%)	51,925	(8.0%)	36,106	(8.0%)
旧姓で記録あり	71,681	(3.3%)	11,675	(3.2%)	16,215	(3.5%)	30,708	(3.0%)	130,279	(3.3%)	22,946	(2.9%)	20,116	(3.1%)	14,858	(3.3%)
その他	31,298	(1.5%)	4,369	(1.2%)	6,486	(1.4%)	21,021	(2.1%)	63,174	(1.6%)	16,406	(2.1%)	11,336	(1.7%)	6,526	(1.5%)
照会申出書(改めて調査の申出)受付	29,501	(1.4%)	5,767	(1.6%)	9,597	(2.1%)	65,094	(6.5%)	109,959	(2.8%)	74,758	(9.5%)	49,778	(7.6%)	29,779	(6.6%)
(2) 郵送等受付																
照会申出書受付(直接受付)	34,673		4,848		5,420		30,252		75,193		51,641		37,919		20,425	
※ インターネット等により事前に記録を確認した方で、直接窓口にて照会申出書を提出した方																
(3) 受付総合計																
照会申出書受付(総合計)	64,174	(100.0%)	10,615		15,017		95,346		185,152	(100.0%)	126,399		87,697		50,204	

2. 処理状況

回答済	56,999	(88.8%)	(100.0%)	94,935	(51.3%)	(100.0%)
ご本人申立のとおり記録が確認できたもの	36,364	(56.7%)	(63.8%)	59,149	(31.9%)	(62.3%)
ご本人申立の記録の一部が確認できたもの	3,197	(5.0%)	(5.6%)	4,791	(2.6%)	(5.0%)
ご本人申立の記録が確認できなかったもの	17,438	(27.2%)	(30.6%)	30,995	(16.7%)	(32.6%)
照会中又は審査中	7,175	(11.2%)		90,217	(48.7%)	

1. 「照会申出書」受付状況

	平成19年9月末		平成19年12月末						平成20年3月末							
	件数 (H18/8/21~ H19/9/30)	割合	10月 件数 (H19/10/1~ H19/11/2)	割合	11月 件数 (H19/11/5~ H19/11/30)	割合	12月 件数 (H19/12/3~ H19/12/28)	割合	1月 件数 (H20/1/4~ H19/2/1)	割合	2月 件数 (H20/2/4~ H20/2/29)	割合	3月 件数 (H20/3/3~ H20/3/28)	割合		
(1) 窓口受付・処理状況																
年金相談窓口での記録確認	5,872,826	(100.0%)	591,022	(100.0%)	423,066	(100.0%)	422,342	(100.0%)	7,309,256	(100.0%)	549,273	(100.0%)	548,973	(100.0%)	761,410	(100.0%)
窓口調査により確認済み	5,608,552	(95.5%)	556,828	(94.2%)	401,956	(95.0%)	398,062	(94.3%)	6,965,398	(95.3%)	511,099	(93.1%)	508,323	(92.6%)	699,583	(91.9%)
基礎年金番号に収録済み	4,841,235	(82.4%)	479,509	(81.1%)	345,411	(81.6%)	338,002	(80.0%)	6,004,157	(82.1%)	429,607	(78.2%)	407,981	(74.3%)	494,779	(65.0%)
他の年金手帳記号番号で記録あり	481,676	(8.2%)	49,540	(8.4%)	36,542	(8.6%)	39,729	(9.4%)	607,487	(8.3%)	56,237	(10.2%)	75,265	(13.7%)	170,659	(22.4%)
旧姓で記録あり	188,199	(3.2%)	19,834	(3.4%)	14,279	(3.4%)	14,386	(3.4%)	236,698	(3.2%)	17,541	(3.2%)	17,479	(3.2%)	23,860	(3.1%)
その他	97,442	(1.7%)	7,945	(1.3%)	5,724	(1.4%)	5,945	(1.4%)	117,056	(1.6%)	7,714	(1.4%)	7,598	(1.4%)	10,285	(1.4%)
照会申出書(改めて調査の申出)受付	264,274	(4.5%)	34,194	(5.8%)	21,110	(5.0%)	24,280	(5.7%)	343,858	(4.7%)	38,174	(6.9%)	40,650	(7.4%)	61,827	(8.1%)
(2) 郵送等受付																
照会申出書受付(直接受付)	185,178		25,122		15,487		16,077		241,864		18,096		22,831		29,920	
※ インターネット等により事前に記録を確認した方で、直接窓口にて照会申出書を提出した方																
(3) 受付総合計																
照会申出書受付(総合計)	449,452	(100.0%)	59,316		36,597		40,357		585,722	(100.0%)	56,270		63,481		91,747	

2. 処理状況

回答済	253,503	(56.4%)	(100.0%)	405,971	(69.3%)	(100.0%)	545,222	(68.4%)	(100.0%)
ご本人申立のとおり記録が確認できたもの	126,114	(28.1%)	(49.7%)	177,984	(30.4%)	(43.8%)	225,596	(28.3%)	(41.4%)
ご本人申立の記録の一部が確認できたもの	10,596	(2.4%)	(4.2%)	16,683	(2.8%)	(4.1%)	22,659	(2.8%)	(4.2%)
ご本人申立の記録が確認できなかったもの	116,793	(26.0%)	(46.1%)	211,304	(36.1%)	(52.0%)	296,967	(37.3%)	(54.5%)
照会中又は審査中	195,949	(43.6%)		179,751	(30.7%)		251,998	(31.6%)	

【年金記録に関する相談の状況】

	18年12月 までの相談分	19年 3月 までの相談分 (累計)	19年 6月 までの相談分 (累計)	19年 9月 までの相談分 (累計)	19年12月 までの相談分 (累計)	20年 3月 までの相談分 (累計)
相談受付件数	約100万件	約215万件	約398万件	約587万件	約731万件	約917万件

※18年8月からの累計件数。

【国民年金に関する記録訂正の状況】

	18年12月 までの件数	19年 3月 までの件数 (累計)	19年 6月 までの件数 (累計)	19年 9月 までの件数 (累計)	19年12月 までの件数 (累計)	20年 3月 までの件数 (累計)
オンライン上に納付 記録はないが、領収 書等により納付記録 を訂正した件数	84件	455件	1,705件	4,487件	6,978件	8,863件
うち領収書等し かなかった件数	55件	235件	571件	1,541件	2,480件	調査中

※18年8月からの累計件数。

被保険者等が保有する資料に基づき国民年金の納付記録を訂正した事例について

I オンライン上に国民年金の納付記録はないが、被保険者等が保有する領収書等により、納付記録を訂正した件数

2, 480件（平成19年12月までの累計）

II これらの件数の事例

1. 訂正月数

1か月分～102か月分

2. 訂正に係る期間

昭和40年代後半に多い傾向が見られる

3. 年金受給権の裁定の状況

今後裁定を受ける方 : 1, 330件

既に裁定を受けた方 : 1, 150件

4. 領収場所（一部重複があるため合計は2, 480件にならない）

市区町村（納付組織を含む） : 1, 638件

金融機関 : 725件

郵便局 : 301件

社会保険事務所 : 34件

不明 : 54件

5. 記録訂正に至った被保険者等が保有していた資料

（一部重複があるため合計は2, 480件にならない）

領収書 : 1, 544件

年金手帳 : 1, 141件

領収済証明書 : 71件

6. 記録訂正に係る期間の前後1年間の住所変更の有無

（一部重複があるため合計は2, 480件にならない）

あり : 1, 203件

なし : 1, 549件（住所変更が確認できなかったものを含む）

7. 本人が持参した年金手帳や領収書などからある程度推定できる記録訂正が必要となった事由

（1）当時、市町村に保険料を納付したが、保険料納付に係る期間が誤って未加入期間等とされていたことによると考えられるもの 100件

（2）国民年金手帳の印紙検認台紙が切り離されておらず、市町村から社会保険事務所に送付されていなかったことによると考えられるもの 319件

（3）市町村又は社会保険事務所が発行した納付書の記号番号が、当該被保険者の国民年金手帳の記号番号と異なったことによると考えられるもの 74件

報 告

1. 実地調査により明らかになったこと

(1) 紙台帳等の保管状況等

① 社会保険庁が公表している紙台帳等の保管数量報告について

社会保険事務所や市町村における紙台帳等の保管数量に関する社会保険庁の報告は、概算で算出したとしているが、一部の社会保険事務所や市町村からの報告に正確性に欠けるものがあったほか、分割・統合前の他の事務所分を管理している場合における重複報告が認められる。

また、倉庫業者に保管を委託している紙台帳は、基本的に既に磁気テープ化したとされているが、その実数は、特別チーム室が行った抽出調査からすると、「30年史」（昭和62年4月社会保険庁年金保険部業務第一課・第二課作成）に記載されている数（1,365万件程度）よりも、概ね2割程度少ないものと推計される。

② 紙台帳等の保管状況について

社会保険事務所における紙台帳については、施錠されていないキャビネット等に保管されており、持ち出した場合の記録もなされておらず、個人データとしての保護措置は不十分となっている。

一方、倉庫業者保管の紙台帳については、倉庫業者の保存リストは、箱の中に保存されている記録の年金手帳番号が、例えば「1～10,000」「101～5,000」と複数の箱に重複があるような形で示されている。そのため、特定の年金記録を検索する場合、保存リストから特定される箱は複数存在することとなり、検索・索出に多大な時間を要することとなり、このことが索出作業の遅れや索出漏れの大きな要因となっている。

③ 紙台帳の保存状態について

紙台帳については、調査を実施した6事務所全てにおいて、紙の汚損・破損によって判読困難なものが認められるほか、マイクロフィルムの画像についても、一部の事務所において、判読できないものが認められた。また、倉庫業者が保管する厚生年金の古い台帳は、紙質も悪く相当傷んでいるものが認められた。

④ 倉庫業者による年金記録（台帳）の検索作業について

倉庫業者は、社会保険庁業務センターからの依頼に基づき、段ボール箱に保管されている紙台帳の中から記録を検索する作業を行っているが、倉庫業者が索出できなかった案件のうち一部のものについて、特別チームの側で重ねて検索作業を試みたところ、相当数の記録が発見（注）されるなど、現在の検索作業は不十分となっている。

（注）2月28日と3月13日の検索依頼分200件から索出不能とされた71件を抽出し、そのうち索出漏れのおそれのある25件を選定し索出作業を試みたところ、17件が発見（台帳発見）された。なお、これら17件のうち、14件については、社会保険庁においても並行して再依頼しており、12件が発見された。

ちなみに、倉庫業者との契約書等に基づく「作業状況等の立入検査」は行われていなかった。

(2) 社会保険庁本庁と記録確認現場との関係

① 被保険者記録照会に対する調査を十分に行ったかどうかの確認について

社会保険庁本庁が発出した「被保険者記録に係る照会マニュアル」は、記録照会に関する具体的な事務処理の一環としてチェックシートによる確認を定めているが、今回実地調査を行った社会保険事務所では、総務省年金記録確認第三者委員会に対する年金記録の確認の申立てがあった場合はチェックシートを作成し、確認しているものの、それ以外の場合には同チェックシートに基づく確認はほとんど実施されていない。

② 年金記録解明率向上のための現場ノウハウの共有化について

社会保険庁本庁は、全国の社会保険事務所から職場の業務改善に関する提案を吸い上げ、これを活用するためのネット環境を整備しているが、現場ノウハウを取りまとめた社会保険事務所等に還元するまでには至っておらず、現場ノウハウがほとんど共有化されていない。

(3) オンライン入力の状況等

① 厚生年金被保険者台帳のオンライン入力について

倉庫業者が保管している厚生年金被保険者台帳（旧台帳）の記録（いわゆる 1,365 万件）については、磁気テープ化した上でオンライン入力を行ったものとされているが、220 件のサンプルを抽出し、被保険者名簿等とも突合せを行い調査した結果では、オンライン入力されていないものが 2 件認められたほか、旧台帳の記録とオンラインの記録が一致していないものが 9 件認められた。

② 厚生年金被保険者台帳のいわゆる「別人台帳」に係る取り扱いについて

「別人台帳」とは、いわゆる「1,430 万件」の記録の一部であり、当該被保険者の年金手帳記号番号が既に別人の番号として使用されており、磁気テープ化せずマイクロフィルム化したとされる記録であるが、30 件のサンプルを抽出し、被保険者名簿等とも突合せを行い調査した結果では、別人に使用されているはずの年金手帳記号番号でオンライン入力されていたものが 3 件認められた。

また、別人台帳の年金手帳記号番号とは別の番号でオンライン入力されていたものが 14 件認められたが、そのうち 11 件は資格記録の全部または一部が入力されていなかった。

③ 旧台帳 1,466 万件のオンライン入力について

磁気テープ化せずマイクロフィルム化したとされる旧厚生年金被保険者台帳（いわゆる 1,430 万件）および旧船員保険被保険者台帳（いわゆる 36 万件）についてのオンライン入力作業は、これまで派遣職員を多数活用して行っているが、社会保険庁は派遣職員の管理・指導を十分に行っていなかった。

(4) 市町村との関係

① 市町村の年金関係情報について

市町村の中には、「行政情報システム」などと称するシステムを構築し、国民年金に係る資格取得や納付記録を管理していたところがあるが、年金記録管理が電算システムに移行してからは、紙媒体による名簿の作成や記録を行っていない。また、平成14年度に社会保険庁に業務が移管された後は、制度上必要がなくなったため、市町村の保管する名簿やシステム上のデータに対する記録の追加・修正は行われていない。

② 社会保険庁本庁と社会保険事務局・事務所・市町村との関係について

今回の実地調査に際して、社会保険事務所からは、年金相談業務の効率化の観点からの施策、ウインドウマシンや印刷機械の増設、ねんきん特別便の郵送のあり方などについて、また、市からは、社会保険事務所等からの出張相談の増強、社会保険事務所から市への納付記録や検索の照会依頼のあり方、ねんきんダイヤルに係る市町村への苦情関係などについて、数多くの意見や要望が寄せられた。社会保険庁本庁に対して伝えられるべき、これらの意見や要望が、必ずしも社会保険庁に伝わっていない。

(5) 紙台帳とオンライン記録との突合せ作業について

紙台帳とオンライン記録との突合せ作業については、次のような点に留意する必要がある。

- ア) オンラインシステム移行後に変更が行われていないデータであれば、紙台帳との突合せの結果、オンライン入力時の入力ミスが確認された場合に、オンラインデータを補正することは可能かつ必要である。
- イ) 他方、オンライン入力後、一度でも変更が行われた記録については、紙台帳上の記録と突き合わせて単純に再入力することは適当ではない。なぜなら、昭和59～62年にかけて行われたオンラインシステム移行後は、記録の変更はオンラインデータに対して行われており、紙台帳上の記録に対しては行われていないためである。
- ウ) オンラインデータ上変更履歴がないものについても、次のような事例を踏まえると、紙台帳上の記録が正しいとは限らず、単純に紙台帳の記録を再入力することは適当でない。
 - i) オンラインデータに対する変更の一部（厚生年金保険の資格情報について、オンライン移行後に、磁気テープ時代の記録やオンライン化以前に資格喪失した被保険者の記録に対して行われた変更）については変更履歴が残っていないこと
 - ii) オンラインシステムへの入力作業時に、何らかの理由で変更の必要が生じたデータについて、紙台帳の記録を変更しないまま、変更後のデータを直接オンライン入力したケースが存在する可能性も排除できないこと
- エ) 紙台帳やマイクロフィルムの中には、判読困難なものも存在することから、オンライン移行時の入力ミスの全てが補正されるとは限らない。

上記イ)～エ)のような場合に対応するためには、紙台帳以外に資料が存在する場合における当該資料の活用や、本人への確認等が必要となる。紙台帳とオンライン記録との突合せ作業自体、作業量は膨大であり、それに加えて、本人への確認等を行うとなると、相当の時間を要するものと見込まれる。

他方、オンライン化後に生じた記録の誤りについては、別途の対応が必要であり、その意味で、紙台帳とオンラインデータの突合せ作業は、年金記録問題の解決全体から見れば、限定的な手段にとどまる。

2. 年金記録の分析等により明らかになったこと

① 年金記録確認第三者委員会から年金記録の遡及的な訂正があったものとしてあっせんされた事案について、当該者と同一の事業所で同時期に勤務していた者の年金記録訂正について

総務省年金記録確認第三者委員会からあっせんのあった事案と同一事業所に勤務していた他の被保険者の年金記録を確認したところ、11事業所で157名（注）の従業員について、同様の記録の訂正が確認された。

（注）年金記録確認第三者委員会あっせん事案16件及び事業主の具体的な証言のある事案1件の計17件について、オンラインデータ（昭和63年2月以降）で管理されている記録から、当該者と同一の事業所で勤務していた者について、年金記録の訂正が行われていたか確認したもの。

（4事業所は、オンライン切替以前に全喪しているため確認できなかった。）

② 年金記録の遡及的な訂正に係る事務処理について

総務省年金記録確認第三者委員会から年金記録の遡及的な訂正があったものとしてあっせんのあった事案について、特別チームからの指摘を踏まえて、社会保険庁が追加調査を実施したところ、事案発生当時は、資格喪失に係る確認資料を必ずしも十分には求めていなかったことや、事業主から標準報酬月額について、事実関係と異なる旨の申出があれば、修正することがあり得るといった趣旨を伝えることがあったことにより、結果的に届出を促すこととなった場合も考えられることが改めて確認された。

③ 今後解明を進める記録等（1,975万件）の分析

昨年12月公表時点で「今後解明を進める記録等」と分類された1,975万件について、傾向分析（ア、イ）及びサンプル調査（ウ）を行った結果は、以下のとおり。

ア）厚生年金、60歳以上の方の記録が多い

- ・制度別の分布は、厚生年金が80.5%、国民年金が18.1%である。
- ・加入期間別の分布は、1年未満の記録が41.4%、1年以上5年未満が36.3%を占め、20年以上も1.9%存在した。
- ・年齢別の分布は、30代以下が5.6%、40代が10.9%、50代が21.9%、であり、60歳以上（年金を裁定済と考えられる）の方の記録が61.7%を占める。

イ）厚生年金は昭和30～40年代、国民年金は制度開始時（昭和35、36年）に加入した方の記録が多い

- ・厚生年金について、昭和32年に加入した者から急に多くなり、昭和30～40年代に加入した者の記録が7割を占める。なお、都道府県別の大きな違いは見られない。
- ・国民年金について、制度が開始した昭和35年、36年に加入した者の記録が半数以上を占めている。また、20歳以上の学生が強制加入となった平成3年以降、平成9年に基礎年金番号が導入されるまでの間は、加入時の年齢が20歳代前半で、加入期間が数年程度の記録が未統合となるケースが相当見られる。

ウ）社会保険庁が記録の解明作業を進めることで一定割合の記録が解明可能と考えられる

- ・加入年・加入期間別の件数に特徴がみられると判断したいくつかのセグメントから365件の記録を抽出した上で、それらの記録のカナ氏名及び生年月日により社会保険オンラインシステム上の記録を本年5月～6月に検索した。本年3月までにねんきん特別便の送付

対象となった記録(13件)及び既に基礎年金番号に統合済みの記録(11件)を除いた341件について、表示されたすべての記録とサンプル記録を比較し、同一人である可能性が高い(※)と考えられるかの判定を行った。その結果、サンプル数が少なく、偏りがあるため、1,975万件全体に結果を定量的に当てはめることは困難であるが、次に示す結果が得られた。

※ 以下の条件を全て満たす場合

- ① 氏名及び生年月日が同一である。(氏名の読み間違いや濁点の付け忘れと考えられるものは、同一のもののみをみなす。)
 - ② 同一人の可能性が高い記録が、他に存在しない。
 - ③ サンプル調査の事業所(厚生年金)もしくは所管社会保険事務所(国民年金)の所在地と、基礎年金番号の記録に収録されている住所又は事業所の所在地が同一都道府県である。
 - ④ 加入期間の重複がない、又は、重複があっても短期間である。
- ・ 今後、社会保険庁による各種の解明作業により、未統合記録の本人を特定できる可能性が高いと考えられる記録が一定割合存在した。その中には、以下のような記録が確認された。
 - ① 基礎年金番号の記録上死亡者となっていて、かつ遺族年金を受給中の遺族もいなかったため、本年3月までに「ねんきん特別便」が送付されなかった記録(20件)
 - ② 氏名変更履歴が残っている基礎年金番号の記録の氏名を旧姓に置き換えた場合に、氏名等の3情報が一致する記録(38件)
 - ③ 基礎年金番号の記録と加入期間が完全に重複している記録(15件)
 - ④ 氏名の読み間違いにより、基礎年金番号の記録とは異なるカナ氏名が収録されている記録(3件)
 - ・ また、昭和30年代までに加入した記録の中には、基礎年金番号の記録に既に収録済みの記録(10件)、納付期間がない記録(2件)など、今後新たな給付に結び付かない記録が確認された。